

東京都公報

発行
東京都

目次

16

公 告

- 包括外部監査の結果に基づき知事が講じた措置の公表……………（東京都監査委員）…一
- 令和四年工事監査の結果に関する報告の公表…（同）…四
- 令和三年・令和四年行政監査の結果に関する報告の公表……………（同）…七

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、東京都包括外部監査人佐久間清光が実施した平成28年度の包括外部監査、久保直生が実施した平成30年度及び令和元年度の包括外部監査並びに青山伸一が実施した令和2年度の包括外部監査のそれぞれの結果に基づき講じた措置について、東京都知事から通知があったので、公表する。

令和5年3月27日

東京都監査委員 伊 藤 ゆ う
 東京都監査委員 伊 藤 こういち
 東京都監査委員 茂 垣 之 雄

東京都監査委員 枝 美 一 郎
 東京都監査委員 岩 田 喜 正
 東京都監査委員 松 本 正 一

平成28年度 包括外部監査結果に基づく改善措置状況総括表

テーマ	監査対象(所管局等)	指摘等数	措置状況			
			改善済		改善中 一部改善済	未措置
			既通知済	今回通知		
建設局の事業に関する事務の執行について	建設局	101	95	6	0	0

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号(頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	2-1 (104)	建設局と監理団体の役割分担の見直しについて	<p>東京都監理団体活用方針では、都と監理団体と民間事業者との業務区分は、①都が直接実施する業務、②行政補完組織を活用して実施する業務、③民間を活用して実施する業務の3つに分かれる。この②は監理団体が実施すべき業務、③は民間事業者への外部委託が可能な業務として分類されるものである。</p> <p>この分類に基づくと、建設局と監理団体等の業務とその役割分担について、徹底されていない部分が存在する。具体的には、次のとおりである。</p> <p>・道路整備保全公社については、本来は「①都が実施する業務」に区分される用地取得業務や無電柱化事業などの業務の一部が監理団体に委託されていること。</p> <p>・動物園に関しては、本来「①都が実施する業務」である事業計画において都立動物園マスタープランが策定されているものの、数値目標等を設定した具体的な計画が存在せず、また、効果的かつ効率的な運営を実施するための計画とされる計画も具体性を欠いていることから、建設局がその役割を全うしていると言えないこと。</p> <p>・公園協会については、直営の2公園について監理団体もしくは民間にその業務を移管する余地があること。</p> <p>・同一の業務について、都が直接実施している場合と外部の民間事業者に委託している場合が混在していること。</p> <p>建設局は、人命に直結する防災対策事業のうちインフラ整備の面で重要な役割を担っており、その事業の推進が求められるところであるが、建設局と監理団体の職員数に相対的に大きく増加するとは見込め、今更以上、優先して実施すべき業務を優先し、個別業務を選択した上で、これに人的資源等を集中的に配分することが必要である。</p> <p>建設局は、有効性・効率性の観点から、都と監理団体の業務をいし役割分担を適切に整理し、これを明確に定められたい。</p>	<p>・令和元年5月の「東京都政策連携団体活用戦略」策定に当たり、局が今後展開する施策の方向性や「見える化改革」に基づく主要事業の観点の結果を踏まえ、所管の団体に対して将来期待する役割(団体の将来像)の整理を以下のとおり行った。</p> <p><道路整備保全></p> <ul style="list-style-type: none"> ・都：事業主体として求められる業務(計画策定、他自治体・団体との調整、事業全体の進捗管理、用地取得(団体が実施するものを除く。)) ・団体：道路行政の補完、ノウハウを活かした新たな事業展開の提案・実施(無電柱化事業の設計・施工、重要な道路施設の管理、用地取得(有格幹線道路等の用地取得において都直営業務を補完)、道路空間の活用(提案・実施)) ・民間：局・団体の指導監督の下、実施する定型業務、局・団体の発注を受けて行う工事・後務等、ノウハウの提供(工事施工、技術開発、清掃・警備・設備点検等、用地取得に係る物件調査等) <p><動物園></p> <ul style="list-style-type: none"> ・都：事業の根幹に関わる判断を要する業務、施設管理者として法律上担う業務(計画策定、施設整備、大規模改修、法的管理、発災時対応) ・団体：団体の知見、高度な飼育技術、国内外とのネットワークを活用した関連業(飼育展示、収集・管理、野生生物保全、希少保護、教育普及、研究、調査、園内サービス) ・民間：民間による動物園運営、調査研究、NPO等による環境教育活動、施設運営に係る定型業務(飼育下動物の交換、研究等における都立動物園等との連携) <p><公園></p> <ul style="list-style-type: none"> ・都：事業の根幹に関わる判断を要する業務、施設管理者として法律上担う業務(計画策定、施設整備、大規模改修、法的管理、発災時対応、河川施設の維持管理) ・団体：公園の管理運営(文化財施設、防災公園など、文化財の維持管理技術や発災時の初動活動等が必要なもの)、公園の新たな魅力の創出、機能向上、地域ニーズに合った運営、河川事業への貢献(公園施設の企画提案、魅力発信、機能向上、ユリマネ協議会運営、河川施設整備、維持管理の補完、発災時の緊急対応、応急対策) ・民間：公園の管理運営(上記以外のもの)、公園管理運営における協賛、協働、ノウハウの提供、施設運営に係る定型業務、河川環境、にぎわい創出の協働(公務事業への参画、民間と連携したプロジェクトの実施、ユリマネ協議会への参画、工事等施工、清掃・点検・警備等の委託) <p>役割分担に基づく業務と課題整理を、以下のとおり行った。</p> <p>・道路整備保全公社については、都の人員だけでは事業執行能力に限界があることを踏まえ、今後の団体の活用戦略として、「無電柱化の推進」や「特定整備路線整備に係る用地取得」などの緊急性を要する業務を加速度的に進めていくために、高い技術力とノウハウを有する公社を活用し、都と公社が一体となって道路施設を推進していくこととした。</p> <p>・動物園に関しては、都が実施する業務である事業計画については、都立動物園マスタープランの目指す姿を達成するために、定量的な目標設定が可能な項目を抽出し、令和2年度までの目標を設定して、建設局のマスタープラン紹介ページに平成30年6月から掲載した。また、令和3年度から令和12年度を計画期間とした第二次都立動物園マスタープランを令和11月に策定した。この中では、マスタープラン実現に向けた進捗状況について、定量的に確認が行えるよう指標や項目を設定している。</p> <p>・直営2公園への指定管理者制度導入については、組織・業務の在り方や公園事業の流れ、役割分担、指定管理者導入によるメリット・デメリット比較など、総合的に検討した。その結果、施設運営や整備に関する計画策定、発災時対応などを適切に行うためには、指定管理者からのタイアップだけでは不足している部分が存在するため、一定程度の施設管理を自ら行うことが適当とした。また、外部委員を含む「都立公園指定管理者選定委員会」において、直営公園についても指定管理者管理公園と同様に、管理運営状況についての評価を行い、利用者サービスの向上につながる管理レベルでの運営や先駆的な取組、公園行政を支える人材育成に寄与していることが確認・評価されたことから、引き続き2公園については直営公園として運営することとした。</p>	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号(頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	2-5 (123)	直営2公園への指定管理费率増入について	建設局が所管する81の都立公園のうち、上野恩賜公園及び非の恩賜公園の公園のみが直営で管理・運営している。 直営の2公園については、局は「行政自らも現場経験を積み、職員を育成し、公園管理のノウハウや技術の伝承をしていく必要がある」と主張するが、そのノウハウを技術は、民間の事業者ではなく、都の協賛団体である公園協会に蓄積されているため、局職員が公園協会に出入りして、そのノウハウ等を得ることが可能である。むしろ、公園の整備・管理に関する業務を、①建設局が担うもの、②協賛団体が担うもの、③それ以外の者(民間事業者)が担うものに整理・区分した上で、その区分に応じた役割分担を検討すべきである。直営2公園以外の公園は指定管理者に業務を代行させていることから、直営2公園も指定管理者に業務を代行させ、現在の直営2公園の管理運営に従事している人員を他の業務に配分するなど組織・業務分担の見直しを図りたい。	平成29年度から令和3年度にかけて、「見える化改革【公園・畜園】」等により、事業における人員、予算、サービス水準の分析・評価、公園緑地事務所の組織・業務の見直し、局・政策連携団体・民間事業者のそれぞれが担う公園の整備・管理に関する業務の整理・区分を行った。 都の役割とした。事業の継続に際する判断を行う業務及び施設管理者が法律上担う業務について、必要な要件の検討を行った結果、施設運営や整備に関する計画策定、発注対応などを適切に行うためには、指定管理者からのフィードバックだけでは不足でない部分が存在することから、一定程度の施設管理を自ら行うことが適当とした。 上野及び井の頭2公園については、利用者の満足度が極めて高く、今後、更なる良質なサービスの提供が可能であり、立体都市公園の前進的取組、多面的活用やパークPFIにつながる民間事業者の活用を行い、地元企業等と連携した先駆的公園であることから、引き続き、新たな取組を推進・展開していくことで、都立公園全体の魅力を向上させ、高い管理レベルの運営のみならず、公園計画から整備、災害時の危機管理対応など、公園行政を支える人材育成に寄与することもあり、直営公園として運営する方針とし、外部委員の意見を聴くこととした。 令和4年度には、都立公園全体の管理・サービスレベル向上の観点から、直営公園についても指定管理者公園とサービス水準などの比較を行うとともに、「都立公園指定管理者選定委員会」において指定管理者選定に向けた検討を行う中で、外部委員の意見を踏まえ、直営公園について定めることとした。 直営公園の管理運営状況の評価を行った結果、利用者サービスの向上につながる管理レベルでの運営や先駆的な取組、公園経営を支える人材育成に寄与していることが確認。評価され、その結果を建設局ホームページに掲載した。 また、外部委員の意見を踏まえ、引き続き2公園については直営公園として運営することとし、今後も、指定管理者の選定の際に、直営公園の管理運営状況を確認・評価・公表していく。これらの取組も活用し、直営公園の特性を活かした管理を実施するとともに、指定管理者公園との一層の連携を図り、都立公園全体の管理・サービスレベルの向上に取り組んでいく。	改善済
意見	3-4 (151)	道路施設・河川施設に係る長寿化計画の継続的な策定について	平成25年11月に国土交通省が公表した「インフラ長寿化基本計画」によると、個別のインフラ管理者である建設局は、個別施設ごとの長寿化計画を策定する必要がある。 なお、平成27年度末において、道路施設である橋梁及びトンネルについては、個別の施設ごとの長寿化計画が策定されているものの、門型橋梁等に係る個別施設計画は未策定の状況である。また、河川施設である水門、排水機場や河川構造物のうち地下調節池、分水路については、個別の施設毎の長寿化計画が策定されているものの、護岸や堤防、海岸保全施設、砂防関係施設等に係る個別施設計画は未策定の状況である。 この点、インフラ長寿化基本計画では、個別のインフラ管理者は、各施設の特性や維持管理・更新等に係る現状状況を踏まえつつ、メンテナンスサイクルの終となる個別施設計画を「できる限り早期に策定」するよう求め、具体的な策定期限は定めていない。 しかしながら、特にインフラの場合は、施設規模の大きさと比例して、予算規模が大きくなる傾向にあることから、局は、中長期的なトータルコスト削減の観点から、現在未策定の施設についても、個別施設計画を早急に策定し、今後の対策を早期に立案されたい。	予防保全型管理に取り組むため、以下のとおり個別施設計画等を策定した。 【道路施設】 ・令和3年3月 門型橋梁等個別施設計画 ・令和4年3月 共同型予防保全計画、橋梁予防保全計画 【河川施設】 ・平成28年5月 河川構造物(地下調節池・分水路)の予防保全計画【土木構造物編】(令和4年3月更新) ・平成30年5月 河川構造物(地下調節池)の予防保全計画【設備編】 ・平成30年7月 海岸保全施設予防保全計画、砂防施設予防保全計画 ・平成30年12月 急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設予防保全計画 ・平成31年3月 東京都河川維持管理基本方針 ・令和4年4月 河川構造物(堤防・護岸)の予防保全計画案を策定。今後、個別の現場状況に即した詳細な検討を重ね、計画を策定するとともに、本計画案を活用した予防保全型管理を実施していく。	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号(頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	4-3 (208)	建設局における施設別(連結)財務情報について	局が所管する施設のうち、公園、動物園、水族館、植物園、霊園・葬儀所、及び福祉施設などの施設については、各施設ごとの利用者や関係者などによって資産や収入、行政費用の発生態様が大きく変化することから、それぞれの施設単位で、資産や収入・行政コストのPDCAサイクル管理が重要となる。 ところが、建設局では、一定の制約があることを理由として施設別の財務情報を作成できないとして、施設別財務情報の作成・開示を行っていない。 施設別の財務情報を一元化せずに行われる施設運営は、その効率性・有効性が不明なだけでなく、施設別財務情報が公開されていないこと自体が都民に対し理解を得るための情報開示としては十分である。 建設局は、公共施設管理の適切なPDCAサイクルを構築するために、また都民に対しより広く理解を得るための情報開示を行うべく、施設別の財務情報を作成し、これらの目的に活用されたい。	総務省から示されている統一的な基準を踏まえ、政策連携団体を含めた財務情報を用いて作成した局全体の連結精算表と整合を図りながら、令和元年度決算の施設別(連結)財務情報を作成し、令和4年9月に公表した。	改善済
意見	7-15 (428)	廃止した排水場の取扱いについて	建設局は灌漑の廃止した排水場の土地及び建物を、昭和50年4月1日以降、特別区に無償貸付を行っているが、現在、未利用のまま区で管理されている。 「特別区への事務事業移管に伴う公有財産(排水場)の処理について(昭和50年3月10日運用委員会決定)」によると、対象区への無償譲渡はあくまでも事務事業の移管を円滑に進めるための処置方針で、機能を停止した排水場敷地には適用されないと解釈されることから、建設局の立場からは有償譲渡を希望せざるを得ない。 一方、対象区は無償譲渡を希望しているため、建設局の立場と相反することとなり現任結論に至っていない。また、地中に存在している構造物敷地に膨大な費用が掛かると想定されている点も、調整が継続する原因の一つである。 これらの排水場については、平成24年行政監査にて、対象区及び財務局と調整し方針を定めるべきものとして指摘されているにもかかわらず依然として各区との調整が進んでいない。 したがって、建設局は、少なくとも、いつまでも調整を繰り返すことのないよう、対象区と調整のうえに強行に向けたロードマップを策定し、方針を決定されたい。	平成29年度末に財務局から示された有償譲渡の方針の下、協議を続けているが、関係区は無償譲渡を希望している。相応する都区方針の調整に向け、有償譲渡や有償貸付、撤去について、概算金額の算定による負担水準の明確化等、課題整理に取り組む。協議の促進を進めた。 令和4年度は、これまでの調整を基に、既存施設の存続と土地の帰属によってふさわしい形態になるよう課題解決を段階的に行っていく方針を定め、これに基づくロードマップを策定した。今後は、これを基に財務局、関係区と協議を行っていく。	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
指摘	7-5 (437)	河川台帳の整備 推進について	河川法及び河川法施行令において、二級河川について河川管理者である都道府県知事が河川の台帳を調製し、これを保管することとされている。 建設局では河川台帳として河川区域図を作成している。その作成要領において、河川区域図は河川管理を円滑に遂行するために必要且つ欠くことのできない最も重要なものであると位置づけられており、その整備は急務である。 しかし、現期は、灌漑整備が完了した区間から順次行い、作成期限も設けていないため、建設局は整備を完了した箇所は把握しているものの、整備率は把握していない。 建設局は河川区域図作成に中長期的な期限や計画を策定するなどして、河川台帳について適時かつ適切な整備を図らねばならない。	平成29年度は、各所支庁に対してヒアリングを行い、現状及び河川区域図等の整備状況の把握に努めた。また、平成30年度に「河川区域図作成要領」を改訂した。 区域図整備に活用可能な資料の調査や、整備に当たっての課題整理等について関係部署と調整を行い、令和2年度に河川区域図整備に向けた方針案を作成した。令和3年度は、この案について関係部署と調整の上、方針を決定し、この方針に基づき各河川ごとの作成計画を策定した。令和4年度以降、この作成計画により、河川区域図の整備を進めていく。	改善済

平成30年度包括外部監査結果に基づく改善措置状況総括表

テーマ	監査対象(所管局等)	指摘 件数	措置状況			
			改善済		改善中 一部改善済	未措置
			既通知済	今回通知		
福祉保健局における、子育て等支援関連事業及び高齢者保健・福祉等関連事業に関する事務の執行について	福祉保健局	60	44	8	8	0
公益財団法人東京都福祉保健財団及び地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの経営管理について	公益財団法人東京都福祉保健財団、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター	27	25	1	1	0
合計		87	69	9	9	0

平成30年度包括外部監査 福祉保健局における、子育て等支援関連事業及び高齢者保健・福祉等関連事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	1-19 (154)	児童相談所全国共通ダイヤルの夜間対応について	児童相談所全国共通ダイヤルの夜間、休日対応について、電話を受ける委託業者が直接110番通報するか、相談者に対して110番通報を促すかに関する緊急性の判断が非常に重要となる。業者の判断により直接110番通報しなかった場合に、子供の安全が確保されず、危険にさらされることがあってはならない。 児童相談所全国共通ダイヤルの夜間対応により子供の安全が確実に守られるよう、どのようなケースの場合、業者が直接110番通報を行うべきか、また、どのような場合、相談者に通報を促すべきか、具体的な事例を掲載するなど、マニュアルの一層の充実を図るとともに、その確実な実行を担保する体制を整備されたい。	児童相談所虐待対応ダイヤルの受電において、虐待通告と判断する内容については、全件、翌開庁日に児童相談所へ申し送る旨を通告等に説明し、緊急を要する事態に発展した場合には、通告者等から110番通報するよう案内をする一方で、緊急性が現在進行形であると認められる場合には、委託業者自らが110番通報を行うよう指示徹底をしている。 110番通報を要する具体的な内容として、急迫した生命・身体の危険に関わる相談や、保護者の怒鳴り声や子供のひどい叫び声が聞こえるといった場合などを想定し、委託業者に指示している。 さらには、110番通報を拒否された場合や当事者からの急迫した内容の相談（今すぐにも殺してしまおうだ、など）等についても、確実に110番通報することとしている。 委託業者から110番通報した際には、通報後に、夜間連絡調整員を通じて、管轄児童相談所幹部へのリアルタイムの通報がなされ、危機管理意識の醸成へとつなげている。 また、委託業者の業務に関する実態調査及び検証については、随時実施しており、都度必要な指導等を行っているが、110番通報案件については、その全件について検証を行っているところであり、迅速かつ適切な通報がなされているか、つづきに検証している。また、全件について、警視庁本部にも確認を実施している。 なお、令和4年度のマニュアルは、作成段階から警視庁担当者との調整を重ねた上でその内容を見直し、組織間連携をより強化した。具体的な内容の例示として、「乳幼児に対する身体的虐待が疑われる内容」、「保護者、児童のいじめが、刃物等の危険物を所持している状況が確認できる内容」、「今すぐにも殺してしまおうだ（死んでしまおうだ）といった発言内容」、「保護者の怒鳴り声や暴力をふるっている（ふるわれている）ことを想像させる物音や、子供のひどい叫び声等が聞こえ続けているといった内容」の場合が、警察に110番通報するケース（急迫した生命・身体の危険に関わる内容の相談を指すもの）であることを明記した。	改善済
意見	1-23 (165)	一時保護所に設置された屋外遊具の定期点検の実施について	遊具の定期点検の頻度は年1回以上とすべきであるとする。「都市公園の遊具の安全確保に関する指針」を参考として、一時保護所でも児童が安全に遊具を利用できるような管理を行う必要がある。 この点、都の一時保護所では、遊具の定期的な点検は行っておらず、不具合を見つけた場合に随時修理等の対応をしているとのことであった。 屋外の大型遊具は、乗ったり登ったりなど、児童が体を預けた遊びに利用できるものが多く、利用中に故障した場合には大きなけがにつながるおそれもある。 福祉保健局及び遊具を有している児童相談所は、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」に準じ、一時保護所においても、現状行っている随時の修繕対応に加え、定期的な点検を実施されたい。	令和元年12月に、児童相談センターの一時保護所において、専門技術者による点検を実施した。 また、日常の点検については、点検ポイントを一覧にした点検表を作成し、職員による目視及び触診による点検を月1回程度実施することとし、令和元年7月から実施している。 令和4年度は、遊具がある他の一時保護所にも点検表を展開し、月一回程度の点検を実施し、結果を取りまとめた。 都の全ての一時保護所の遊具は、児童相談センターにない、月一回程度の職員による点検を実施し、必要に応じて専門技術者による点検を行っている。 なお、児童の遊具の使用は必ず職員の見守りの下で行い、安全な使用の確保に努めている。	改善済

平成30年度包括外部監査 福祉保健局における、子育て等支援関連事業及び高齢者保健・福祉等関連事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	1-33 (210)	特命随意契約による発注方法等の見直しについて	特命随意契約は、慎重に採用すべき例外的な契約手法であることから、福祉保健局は、特命理由の合理性を明確に記載するとともに、これまでに以上に競争性・公正性を十分に確保できるように、特命随意契約による発注方法等について、案件ごとに、その都度、協議・検討した上で、入札・契約手続を進めるよう再徹底されたい。	1 契約事務担当者に向けた周知 本庁各及び事業所の契約事務担当者向けに研修や説明会等を実施し、その中で、特命随意契約は慎重に採用すべき例外的な契約手法であることを周知している。 2 契約事務等に関する自己点検の実施 令和元年8月、起工（起案）契約、物品管理等の事務の執行状況を把握し、一層業務を適正に管理できるように、管理監督者の意識を高めることを目的に、本庁及び事業所の課を単位として、契約事務等に関する自己点検を実施した。その点検項目の中には、特命随意契約の特命理由に関するものもあり、これについても各課が現状把握を行っている。 3 個別案件への対応 職員と各担当者間において、十分な事前調整を行い、特命理由を明確にした上で、課内での検討を行っている。その後、福祉保健局物品買入れ指名業者等選定委員会事務局に基づく業者選定委員会における審議により、当該特命随意契約の適切性を確保している。 新型コロナウイルス感染症対策に係る契約案件など、事業導入当初に、特殊性や緊急性などから特命とせざるを得ない場合があったが、事業継続の際には、その都度見直しを実施し、指名競争入札に切り替えている。	改善済
意見	2-2 (221)	高齢者向け施設、住宅の整備目標について	都では、施設系サービスについて、平成37年度末の整備目標を設定している。その中で、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設の平成37年度末の整備目標を設定しているが、現状の整備ペースではいずれも目標達成が困難であることが想定されるため、より一層の促進策が必要である。 都は、平成37年度末の整備目標達成に向けた取組として、3年ごとに中期的な見直しを行うとともに、社会・経済情勢を考慮して柔軟に対応できるように、単年度ごとの予算編成の都度、取組の成果の検証を行い、新たな対策を検討することによって、目標を確実に達成されたい。	特別養護老人ホームの整備目標の達成に向けて、令和元年度から、整備に遅じた用地を確保するための取組を行う区市町村への支援を開始したほか、地域密着型特別養護老人ホームについて、整備率が低い地域への加算を創設した。 また、令和元年度に、特別養護老人ホームの整備員込みに関する調査を全区市町村に対して実施した上で、15区市と意見交換を行い、進捗を把握した。調査・意見交換を通して、整備促進に向けて土地の確保が課題であることが明らかになったため、令和2年度から、特別養護老人ホームの定期借地権の一時金に対する補助を拡充した。 さらに、令和3年度からは、各区市町村の特別養護老人ホームの整備率に応じた補助単価の加算を拡充し、令和5年度には、建築価格高騰に対する加算額や大規模改修に対する補助の増額を検討している。 介護老人保健施設の整備を促進するため、令和2年度から、改築に対する補助を開始したほか、定期借地権の一時金に対する補助を拡充した。 また、令和3年度から、区市町村の用地確保の取組への支援を開始したほか、各区市町村の介護老人保健施設の整備率に応じた補助単価の加算を拡充し、令和4年度からは、既存建物の改修による整備を補助対象に追加した。さらに、令和5年度には、建築価格高騰に対する加算額や大規模改修に対する補助の増額を検討している。 令和2年度に策定した第8期高齢者保健福祉計画において、区市町村のサービス見込み量等を踏まえ、令和12年度末の整備目標を設定しており、新たな対策等により、目標の達成に向け取り組んでいく。	改善済

平成30年度包括外部監査 福祉保健局における、子育て等支援関連事業及び高齢者保健・福祉等関連事業に関する事務の執行について

区分	番号(頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	2-6 (235)	居宅サービス事業者に対する東京都福祉サービス第三者評価の受審促進について	<p>都では、介護サービス事業者に対し、利用者、事業者とは異なる第三者の評価機関が、介護サービス利用者に対する情報提供と、介護サービスの質の向上を目的として、介護サービス事業者を評価する、東京都福祉サービス第三者評価制度を実施している。しかしながら、居宅サービス事業者の第三者評価受審率が低いことから、情報量が少ない状況にあり、利用者による居宅サービス事業者の第三者評価を受審し、第三者評価結果の情報が利用者公表されることは、利用者にとって、事業所に関する情報を多く収集でき、利用者目線に立った事業所の選択が可能となるメリットや、居宅サービス事業者にとって、他の事業所とは違う特徴を客観的に伝えることが可能となり、利用者に安心して選んでもらえるというメリットがある。</p> <p>都としては、これらのメリットを踏まえて、第三者評価結果の利用度を高めるための取組を行っているものの、第三者評価結果の活用が伸び悩んでいる。そのため今後も、第三者評価受審のメリットを、居宅サービス事業者に周知して、受審率の向上につなげられた。また、サービス利用者に対して、第三者評価制度について、より普及啓発を行うことで、利用者による活用を促進された。</p>	<p>都は、令和2年度以降、人材確保の観点から受審のメリットを事業者周知し、積極的な受審を促すため、東京労働局及びハローワークと連携した取組を進めている。東京労働局の協力を得て、都内の全ハローワークに、①第三者評価を受審した事業所には求人票にその旨を記載させると、また、未受審事業所には第三者評価について周知すること、②求所した求職者に、就職先を優先の参考情報として第三者評価の結果の活用を勧奨することを依頼する文書を、リーフレット2種類(事業者向けと求職者向け)とともに送付した。</p> <p>都は、この取組について福祉保健局のホームページに掲載するとともに、区市町村あてに周知し、事業所等への周知について協力を依頼した。都から区に送付したリーフレットは、区が実施する福祉関係の求人イベントで配布するなどの活用が図られている。</p> <p>また、東京都福祉サービス第三者評価の実施主体である東京都福祉サービス評価推進機構(以下「推進機構」という。)は、この取組を評価機関あてに周知し、事業所等への周知について協力を依頼した。受審済事業所に受審済スタッカー等を送付する際には、周知文書を同封している。</p> <p>都は、令和2年度までに、都民等を対象として第三者評価の認知度等について調査するなど、普及啓発の効果把握を実施している。</p> <p>これを踏まえ、令和3年度に新規作成した展示用パネル、「東京動画」やツィッター等の都の広告媒体の活用やケアマネジャーへの働きかけ、区市町村との連携による都民向け普及啓発を継続して実施し、福祉サービス第三者評価を積極的に周知している。</p> <p>介護保険サービス利用時に必ず関与するケアマネジャーに第三者評価を再認識してもらうため、令和4年度中に、ケアマネジャー研修の「受講の手引き」の巻末に「東京都福祉サービス第三者評価制度のご紹介」のページを追加する予定である。</p> <p>また、推進機構が作成したパンフレットの区市町村窓口での配布等を引き続き実施するとともに、より効果的な施策を探るため、令和4年度第4四半期に、推進機構が区市町村を対象としたアンケート調査を実施する。令和5年度には、都民向けパンフレットを新たに作成する予定である。</p> <p>さらに、令和3年度に新規作成したパネルや、令和4年度に作成し、ハローワークに配布したリーフレットを活用し、区市町村が実施する福祉関係の求人イベントに出向き、第三者評価を積極的にPRしていくことと、令和5年度に予定している。</p> <p>今後も引き続き、受審率向上に向け、普及啓発及び活用促進の取組を進めていく。</p>	改善済
意見	2-10 (245)	選択的介護について	<p>介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供する「選択的介護」は、利用者の利便性が向上するとともに、事業者の収益性が向上し、ひいては介護職員の処遇改善に有効である、などの利点がある一方、本来、保険外サービスに盛り込むべきサービス内容が、要介護高齢者本人向けの介護保険サービスと紛れ込み、結果的に不適正な給付が増えるおそれや、要介護高齢者本人やその家族からのサービスの要求が多くなり、サービスをj提供する訪問介護員等の負荷が過度に大きくなるおそれなどのリスクもある。</p> <p>平成30年9月に厚生労働省より発出された通知において、介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供する場合の具体的な取扱いも示されたことから、今後、保険者や事業者の対応も、より柔軟に度化していくことと考えられるが、都が実施するモデル事業の実施により、介護職員の確保や処遇改善に資する事業の実施に向け、引き続き検討を行うわたい。</p>	<p>モデル事業の適切な事業運営を図る一方、モデル事業の効果や課題について、豊島区とともに、事業者や利用者へのアンケートやヒアリング調査を実施し、「利用者及び家族の利便性・満足度・安心感が向上すること」、「自立支援を阻害しないこと」、「ケアの効率や質の向上に資すること」等について検証を行った。また、利用者の中長期的な利用状況やニーズの傾向についても、個別事例に着目した検証を行った。</p> <p>令和2年度までの取組の成果やノウハウをまとめた報告書を作成し、令和3年4月に公表した。また、モデル事業の終了に伴い、令和3年度からは、豊島区において選択的介護事業者登録制度を開始するとともに、都において、高齢社会対策区市町村包括補助事業「選択的介護実施事業」を新設し、豊島区以外の区市町村でも実施できる環境を整えた。</p> <p>選択的介護については、一定の条件の下で提供することが認められていることから、国通知等に基づいた適正な実施を促すため、都内の訪問介護等を行う事業者に対して、実施に当たっての留意点等を引き続き周知していく。</p> <p>また、令和3年度には、「介護現場におけるハラスメント対策事業」や「介護現場改革促進事業」、令和4年度には、「介護の仕事を未経験者就業促進事業」や「東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業」等を新たに実施・拡充するなど、介護職員の確保や処遇改善に資する取組の充実を図っている。</p>	改善済

平成30年度包括外部監査 福祉保健局における、子育て等支援関連事業及び高齢者保健・福祉等関連事業に関する事務の執行について

区分	番号(頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	2-13 (261)	介護職員キャリアパス導入促進事業の普及について	<p>介護職員キャリアパス導入促進事業の対象となる都内の介護サービス施設・事業所数は、平成30年4月末時点で10,671か所ある一方、平成29年度に、事業を利用した施設・事業所数は238か所であり、対象施設・事業所に対して2%程度しか利用されていない。</p> <p>介護職員がキャリアパスを構築しながら、介護の仕事に誇りを持って働くことができ、介護人材の不足に歯止めをかけられるよう、都が実施する介護職員キャリアパス導入促進事業を広く活用し、より多くの事業所で介護職員キャリアパス導入促進事業を導入できるような取組を実施された。</p>	<p>都は、介護人材の育成・定着に向けて、国が創設した「介護キャリア段位制度」を活用して、キャリアパスの導入に取り組みする事業者を支援している。</p> <p>より多くの事業所が介護職員キャリアパス導入促進事業に取り組みできるように、本事業の支援内容の充実、都内に介護事業所を有する法人を対象とした説明会の開催など、本事業の更なる普及に向けて着実に取り組んできた。</p> <p>具体的には、介護事業所が「介護キャリア段位制度」を活用し、キャリアパスの導入に取り組めるよう、平成29年度から、キャリアパス導入促進事業費補助を活用していない介護事業所を対象に、経営コンサルタントの訪問等による個別相談等を開始したほか、令和元年度から、介護事業所が利用しやすくなるため、アセッサー講習受講支援事業費補助の補助要件を緩和するといった見直しを行った。また、令和2年度からは、介護保険制度の介護職員処遇改善加算等の取得を支援する事業を新たに実施し、この支援を利用した介護事業所に対しては、本事業を利用するよう案内を行った。</p> <p>また、都及び公益財団法人東京都福祉保健財団のホームページや、局発行の「かいてき便り」等による事業周知を行うほか、区市町村への周知協力依頼を行った。令和2年度には、本事業の普及に向けて動画を作成し、対象事業所のニーズに応じたコンテンツとすることで、普及啓発を図っている。</p> <p>さらに、令和2年7月に、「介護キャリア段位制度」の一層の推進を図るため、本制度の必要な見直しを図るよう、国に提案要求を行っている。</p> <p>一方、都内事業所においては、全国に比べ「介護キャリア段位制度」の導入が進んでおり、キャリアパス導入促進事業により、事業所の取組を着実に促進できたことや、令和3年3月の「東京都介護人材総合対策検討委員会」において、キャリアパスの導入に広がりを持たせるためには、各事業所が事業所の規模や実態に合った制度を導入できるような支援が必要であるという議論があったことを踏まえ、令和3年度に介護職員キャリアパス導入促進事業を再構築し、「介護キャリア段位制度」に限らず、各事業所に応じたキャリアパスの体制作りを支援する事業を開始した。具体的には、「介護現場改革促進事業」の中で、生産性向上に取り組むための支援の一つとして、人材育成の仕組み作りに必要な経費の補助を実施するほか、人材育成の必要性や仕組み作り等のノウハウを提供するセミナーの開催、専門家による相談窓口の設置を行っている。</p> <p>さらに、介護職員が生産性向上に寄与に取り組みできるよう、経営コンサルタントによる個別支援を行うほか、介護職員処遇改善加算等取得促進支援事業では、社会保険労務士の個別訪問等により、キャリアパス要件など加算の算定要件を満たすための支援を行っている。</p> <p>キャリアパス導入促進事業の再構築の結果、キャリアパス導入促進事業の新規申請受付は令和3年度で終了しており、今後は、介護事業所が介護現場改革促進事業の活用等により、各事業所に応じたキャリアパスの体制作りに取り組んでいる。</p>	改善済

平成30年度包括外部監査 福祉保健局における、子育て等支援関連事業及び高齢者保健・福祉等関連事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	2-17 (274)	東京都福祉人材情報バンクシステム「ふくむすび」の活用について	東京都福祉人材情報バンクシステム「ふくむすび」とは、福祉の職場に関心のある都民に対し、介護をはじめ、保育、障害分野等、福祉の職場に関する情報を発信するWEBサイトである。「ふくむすび」は、平成28年度から設計・開発が行われ、平成30年度の運用・保守まで含めると、総額122百万円以上の費用をかけて開発したホームページであり、今後も運用・保守のために継続して費用がかかることとなる。しかしながら、「ふくむすび」の効果測定は実施されておらず、目標設定のないまま多額の費用が投入されている。「ふくむすび」は、福祉関連の職場情報を集約して管理、発信することから、福祉の職場に関心のある者が情報を得るための有用なツールであることから、介護人材の不足を解消するためにも、「ふくむすび」の活用を増やし、これまで以上に人材活用を促進されたい。	「ふくむすび」は、令和元年度のICT推進部によるシステムアセスメントの結果、現在、設定している目標を改めて整理すること、その目標を達成するための実現方法を、システムの再構築も視野に入れながら検討すること、再構築を行う場合には、利用者ニーズ等、意見を十分に収集・分析すること、今後、継続的な効果測定が可能なシステムにしていこうと等を指摘された。また、システムの機能・費用面についても問題点を指摘されている。 この評価を踏まえ、令和3年度には、システム開発に関して専門的視点から現状の調査・分析を行い、課題の抽出や解決策の検討を行った上で、それを実現するためのシステムの基本構想を策定し、「福祉職場への興味喚起から人材確保～育成～定着までを目的とした福祉人材と福祉事業所等のデジタル・コミュニケーション基盤となること」を目標として設定した。また、主要KPIとしてふくむすびPV数を設定した。さらに、①マッチング機能の充実によるメリット創出、②SNS連携による発信力の向上、③クラウドを最大限活用することによるコスト削減の3点を、再構築の方針として定め、現行システムのトータルコストよりも低いコストでの実現を目指していく。なお、再構築を行うに当たり、デジタルサービス局による、要件定義段階のシステムアセスメントを受けており、基本構想書に掲げる再構築方針については、一部改善が必要だが、おおむね開発等は適切である。」との評価を受け、KGI及びKPIの再検討並びに運用体制・ルールの明確化について、令和4年度末までに検討結果の報告を行うよう指示を受けており、中間報告を行ったところである。引き続き、アセスメント結果に基づき、令和4年度から本システム再構築のための設計・開発手続を進めている。 また、令和元年度には、都がふくむすびによる情報発信事業を委託している東京都社会福祉協議会において、ふくむすびのサイト分析及び改善提案に係る業務委託を実施した。提案された改善策については、コンテンツの内容の修正やレイアウト変更、SEO対策など、可能なものから順次着手しており、現状で対応できない点については、再構築の要件として盛り込んでいる。 令和2年度は分析結果を踏まえた検索キーワードの選定等を行い、随時検証しながら効果的なWeb広告を展開し、新たにTwitterの運用を開始した。令和3年度においても、令和2年度の検証結果を踏まえたWeb広告の展開を継続して実施した。これらの取組を通じて、広告経由でのサイト来訪者だけでなく、自然検索経由の来訪者数も増加することができている。令和4年度は、再構築システムのリリース後を見据えて、これまでの登録者数獲得に主眼を置いた広告から、認知度の向上を目的とした広告展開に方針をシフトし、より広範な都民に対して事業を周知する取組を行っている。 運用面においては、サイト利用者の拡大に向けて、広く求職者向け研修等の受講者向けにふくむすびを紹介し、登録を促すほか、掲載するコンテンツやメルマガの内容の充実、配信方法の工夫等に取り組んでいる。今後も利用者のニーズを踏まえたサイト作りを行っていく。	改善済

平成30年度包括外部監査 公益財団法人東京都福祉保健財団及び地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	3-4 (364)	とうきょう福祉ナビゲーションの利便性向上に向けた継続的改善活動について	平成29年度のトップページアクセス数は増加傾向にあるものの、ホームページの各コンテンツページのアクセス数は、大半が減少若しくは横ばいとなっている。 ホームページの利便性向上とアクセス数は関連性が高いと考えられることから、ホームページの運用上、アクセス数を解析して増減の原因分析を行う、利用者からのアンケートをより一層活用する等、ナビの利便性向上を図るための継続的改善活動を行っていくことが望ましいと考える。	とうきょう福祉ナビゲーション (福ナビ) の利便性向上を図るための継続的改善活動として、アクセス数の解析、対応策の検討・実施、その検証という一連の改善サイクルを確立する。具体的には、利用者アンケート等の調査を行い、その結果を踏まえた対応策を検討・実施した後、アクセス数の変動等を把握し、検証を行う。 1 アンケートの実施等 (1)改善策を早期に進めるため、アクセス解析作業と並行して、令和元年度に利用者アンケートを実施し、利用者より要望のあった事項について掲載情報の見直しを行った。 具体的には、「車の介護が必要になった時の相談先」、「介護保険制度の仕組み」、「心が不安定なときの相談先」について、より深い階層からとりつけるように修正したほか、他道府県と同じカテゴリの情報へのリンクを設定した。 (2)令和3年度の利用者アンケートで要望が多かった「福祉用具のご紹介 (新製品情報)」について、令和3年度に、動画での紹介やその他の新製品紹介ページの充実化を実施し、令和4年度も引き続き、製品情報の更新を行っている。 2 アクセス解析の実施 令和2年度にアクセス解析を実施し、その結果から、よく参照されるページの充実、流入経路が多い検索エンジンのSEO対策の実施、スマートフォン対応ページの拡大、の3点の必要性が示された。 この結果を基に、令和2年度に、動画アップロード機能を追加し、更にスマートフォン対応済みのトップページや事業所情報ページに加え、新たに特集記事ページを追加した。 令和3年度からは、事業所への掲載情報更新を促進するとともに、令和4年度には、特集記事のスマートフォンページの掲載を行った。 なお、令和5年度以降には、Google Searchコンソールへの登録やcanonicalタグの追加による検索エンジン対策の実施を予定している。	改善済

令和元年度 包括外部監査結果に基づく改善措置状況総括表

テーマ	監査対象(所管局等)	指摘 等 数	措置状況			
			改善済		改善中 一部改善済	未措置
			既通知済	今回通知		
産業労働局における中小企業対策事業及び観光産業対策事業に関する事務の執行並びに公益財団法人東京都中小企業振興公社及び地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターの経営管理について	産業労働局	91	71	13	7	0

令和元年度包括外部監査 産業労働局における中小企業対策事業及び観光産業対策事業に関する事務の執行並びに公益財団法人東京都中小企業振興公社及び地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターの経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	指図の概要	指図状況
意見	1-10 (91)	青山創業促進センターの運営について	<p>都は、青山創業促進センターにおいて、都が抱える政策課題の解決に結びつく分野や、ベンチャーキャピタルが投資しにくい分野等で起業に取り組む有望な起業家及び起業予定者に対し、短期集中的にアクセラレーションプログラムを提供している。青山創業促進センターは、同じ施設内に入居する先輩起業家や他受講生との交流等を図ることにより、お互いが切磋琢磨できる場が提供されているという特徴がある。また、当該アクセラレーションプログラムの募集への応募に対する受講者決定倍率は10倍程度と、人気の高いプログラムとなっている。また、過去の受講企業には著名なスタートアップも多く、事業効果が高いと言える。</p> <p>しかしながら、青山創業促進センターの宿泊室の利用率は35%程度であり、宿泊室は1社につき1室が割り当てられていることから、施設利用の効率化を図る余地はある。宿泊室も使えるというアクセラレーションプログラムの特徴を生かしつつ、稼働の低い宿泊室を効率的に運用することで、青山創業促進センターの施設の有効活用及び入居者の利便性向上を図られると考えられる。</p> <p>以上より、産業労働局は、宿泊室の稼働状況を分析し、宿泊室を1社1室にするのではなく、限りある宿泊室を効率的に利用する方法を検討し、青山創業促進センターの施設の有効活用及び入居者の利便性向上を図られたい。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から宿泊室の利用を中止していたが、令和3年11月より実施した第13期プログラムから、宿泊室の利用を再開し、利用状況の分析とニーズ調査を実施した。その調査結果より、利用者の、①ツインの部屋を利用しなかったがシングルを割り当てられて不便だった、②夜間寒かった、③宿泊室の予約方法が煩雑である、というニーズが分かった。</p> <p>これを踏まえ、①部屋の割当(シングル・ツイン)については、事前に希望を確認してから割当を行う、②利用者の要望に合わせきめ細かく室温を調整する、③予約表の項目を取捨選択し、記入項目数を削減するなどの改善を行い、入居者の利便性向上を図った。その結果、宿泊室利用社数が13期は10社中4社だったが、令和4年6月より実施している14期では12社中11社に増加した。</p> <p>また、令和4年11月開始の第15期からは、入居者のニーズを把握した上で、宿泊室を1社1室割り当ててではなく、ニーズに応じて1社2部屋以上利用できるようにすることを事務連絡で周知し、入居者の利便性向上を図っている。</p>	改善済
意見	1-16 (112)	商店街空き店舗活用事業の活用について	<p>都では、商店街の空き店舗問題に対して、先進的な取組により地域課題の解決や賑わい創出を行う商店街を支援し、都内商店街の空き店舗活用モデル的事例として広く波及させるため、空き店舗活用モデル事業を行っている。</p> <p>他の商店街のモデルとなる先進的な取組として、事業の具体性や発展性、継続性等が求められることから、商店街にとってはやや敷居が高いと考えられ、申請件数は、平成29年度は1件、平成30年度は2件にとどまっている。</p> <p>商店街の空き店舗が長期化する中、商店街全体の雰囲気や悪影響を及ぼす可能性がある。特長ある事業の発展、継続に結び付けられるようなアイデアの創出と具体化に寄与するための研修を活用するなど、有効な対応を実施の上、商店街空き店舗活用事業を広く活用されたい。</p>	<p>区市町村連絡会議での事業周知に合わせて専門家派遣事業についても周知を行い、商店街の事業利用に向けて、専門家によるサポートの積極的な活用を促した。そして、空き店舗活用を計画している商店街に専門家を派遣し、マーケティング、資金計画、製造管理に係る計画をブラッシュアップする支援を行った。</p> <p>また、令和3年度の募集時に、申請を検討している商店街及び区市町村に、採択事例をモデルケースとして周知し、事業の理解促進及び申請案件の取りこしに努めた。</p> <p>一方で、商店街が抱える最も多い問題点として後継者不足があるが、後継者策に取り組みている商店街は少ないという課題があり、空き店舗の増加の一因にもなっている。そこで、令和4年度から、「未来を創る商店街支援事業」により、時代の流れに対応した新たな商店街づくりに積極果敢に取り組む商店街に対して、グランドオープンから実行支援まで一気通貫で3年間伴走支援を行うとともに、商店街の空き店舗活用の取組をサポートすることとした。商店街空き店舗活用事業については、継続案件のみの支援とすることとし、令和5年度以降は、未来を創る商店街支援事業に統合する。</p>	改善済

令和元年度包括外部監査 産業労働局における中小企業対策事業及び観光産業対策事業に関する事務の執行並びに公益財団法人東京都中小企業振興公社及び地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターの経営管理について

区分	番号(頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-17 (117)	「ビジネスチャンス・ナビ2020」の今後の活用について	<p>「ビジネスチャンス・ナビ2020」は、ビジネスマッチングのシステムとして開発されているが、オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会及び都外都団体の電子入札機能を有する独自のシステムとなっている。また、電子入札機能に着目すると、都の電子入札のシステムとして「東京都電子調達システム」や、東京電子自治体共同運営による「電子調達サービス」があるが、それらにはない、都外都団体の電子入札機能を有するところに特徴がある。</p> <p>「ビジネスチャンス・ナビ2020」の電子入札機能の開発については、基本機能及び民間受発注機能の開発も一部含めた上で算定すると、235百万円の投資を行っており、当該投資を東京2020大会終了にかかわらず有効活用するため、電子入札機能の継続的な使用の可能性を検討する必要がある。</p> <p>都は、電子入札機能について、東京2020大会終了後も継続して有効活用できるように、都外都団体の利用増加に向けた働きかけにより発注案件を増加させ、サイト内の受発注取引の活性化を図る方向で検討を進めているとのことであった。</p> <p>「ビジネスチャンス・ナビ2020」は、電子入札機能のほか、民間企業同士のマッチング機能、情報提供機能を特徴とし位置付けており、都及び中小企業振興公社は、「ビジネスチャンス・ナビ2020」のシステム開発に相応の投資がなされていることも踏まえ、ナビ全体としてより効果的なサイトとなるよう、基金事業である、中小企業世界発信プロジェクト事業終了後におけるナビ全体の方向性を検討されたい。</p>	<p>東京都政策連携団体及び事業協力団体等のうち、32団体がビジネスチャンス・ナビを活用しており、特に政策連携団体については、全体の70%に当たる団体が利用している(令和4年7月1日現在)。</p> <p>これらの団体がビジネスチャンス・ナビ上に掲載する発注案件数は、令和2年度は1,785件、令和3年度は3,174件、これまでの累計では7,370件となっており、今後も活用促進に取り組み、発注案件の増加を図る。</p> <p>ビジネスチャンス・ナビは、令和3年3月に立ち上がった「シン・トセイ 郵政のQOSアップグレード戦略」に含まれ、産業労働局のリーディングプロジェクトに位置付けられた。</p> <p>この動きを踏まえ、中小企業世界発信プロジェクト推進協議会において、同プロジェクトにて行ってきた中小企業の受注拡大や販路開拓の取組を、東京2020大会のレガシーとして定着させ、更なる発展を目指すことを目的に、「中小企業受注拡大プロジェクト」として再構築し、令和4年度以降も事業を継続することとした。再構築後のプロジェクトでは、利用者のニーズを捉えながらシステム改修等を行い、ビジネスチャンス・ナビの利便性向上を図り、中小企業の受注機会を更なる拡大を目指す。</p>	改善済

令和元年度包括外部監査 産業労働局における中小企業対策事業及び観光産業対策事業に関する事務の執行並びに公益財団法人東京都中小企業振興公社及び地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターの経営管理について

区分	番号(頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	2-1 (143)	観光実行プランにおける目標設定について	<p>東京都観光産業振興実行プラン(以下「観光実行プラン」といふ)では、2020年の訪都外国人旅行者数2,500万人、訪都外国人消費額2兆7,000億円などの目標を掲げている。この目標は、都内の観光産業の成長を踏まえながら、国が設定した訪日外国人旅行者数や訪日外国人旅行消費額の目標も念頭に置いて設定したものである。</p> <p>そもそも産業労働局の観光産業対策事業の役割を考えると、観光産業の振興である。産業労働局は、事後的に生産波及効果、所得効果、雇効果、及び雇用効果を出しているものの、経済波及効果は、推計した観光消費額を基に景況などに左右される様々な外部的要因を加味して推計する数値であることから、数値目標として適切でないと考えている。</p> <p>観光産業を活性化させるためには、外国人旅行者数の増大だけを目標にするのではなく、それを受け入れるために必要な観光産業自体の規模も検討し、旅行者の増大とともに成長させる必要がある。</p> <p>したがって、産業労働局は、目標設定に当たり、まず、都が目指すべき観光産業の規模等を想定し、そのために必要な訪都外国人旅行者数、訪都外国人消費額を見積り、一方で、その受け皿として、観光産業を担う旅行業、宿泊業、飲食業、運輸業、レジャー産業、会議施設、通訳・翻訳業等の振興に向けた取組を進められたい。</p>	<p>令和4年2月に策定した東京都観光産業振興実行プランでは、目標の設定に当たり、都内の観光産業全体の規模等についても念頭に置き、宿泊施設の稼働率から混雑状況を推計するなどして検討した結果、目指すべき実現可能な数値として、訪都外国人旅行者消費額や訪都外国人旅行者数等を政策目標に設定した。加えて、新型コロナウイルス感染症や持続可能な観光への世界的な関心の高まりなど、観光を取り巻く状況を踏まえ、「都民」、「文化」及び「環境」についての政策目標も設定し、行政、観光協会などの観光関連団体、観光関連事業者など、多様な主体が連携・協力しながら、共通の目標を持って東京の観光を活性化させる政策を展開していくこととした。</p>	改善済
意見	2-2 (150)	都民への情報公開について	<p>産業労働局が、観光産業対策として実施している事業について、コストやその成果を公表しているか確認したところ、他の局と同様に、終期を迎える事業等を対象として財務局と検証した結果を、「事業評価」として財務局のホームページで公表している。また、「見える化改革」において、産業労働局観光部の事業についても、適正な予算・人員・サービス水準となっているか、他により有効な政策がないかといった観点から分析・評価することにより、周知の自律的かつ総合的な見直しにつなげているとのことであった。</p> <p>観光産業対策事業は、その効果測定が難しい事業であるが、観光産業振興は、限られた事業者で達成するのではなく、自治体、観光関連団体、様々な業種の民間事業者、街、そしてその住民、ひいては都民など、多様な主体が連携して取り組むことにより実現するものである。</p> <p>したがって、産業労働局は、「事業評価」や「見える化改革」を一つ活用し、全庁的な事業の検証やその都民への公表を積極的に行うとともに、各施策について、より都民の声を事業に反映できるように検討されたい。</p>	<p>観光産業対策事業について、令和3年度から、これまでの「事業評価」に加え「政策評価」を実施し、事業検証するとともに都民へ公表している。</p> <p>令和4年2月に策定した東京都観光産業振興実行プランでは、都民の観光に関する意識調査の結果やパブリックコメントなどを踏まえるとともに、これまでの取組と成果について一つの章にまとめ、公表した。</p>	改善済

令和元年度包括外部監査 産業労働局における中小企業対策事業及び観光産業対策事業に関する事務の執行並びに公益財団法人東京都中小企業振興公社及び地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターの経営管理について

区分	番号(頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	指図の概要	指図状況
意見	2-6(166)	海外向けプロモーション施策の目標設定について	<p>都は、「旅行地としての世界的な認知度の向上」を東京2020大会に向けた重点テーマとし、産業労働局の観光産業対策事業でも、PR映像の制作や各種広告等の海外向けのプロモーションに積極的に取り組んでいるが、プロモーションは、イメージの向上など、成果の計測が難しいことが多いと考えられる。監査人は、目標の設定方法の適切性及び施策詳細の適切性の観点から検討を行った。</p> <p>海外向けに実施するプロモーション事業について、目標の設定方法を確認したところ、平成30年度には、平成29年度の実績値のおよそ10%増を目標として計画していたが、令和元年度には、平成30年度の目標の10%増を目標として設定したとことであった。</p> <p>前年度の目標値の10%増という目標は、施策の実態に基づかないものとなっており、進捗管理の指標として不十分である。実績見込みを踏まえ、実態に即し、達成を目指すべき数値として、目標を設定する工夫が必要である。都には、目標を実態に即した、達成を目指すべき数値として設定する工夫をされた。</p> <p>また、プロモーション施策は、目標設定の方法として、前年度比一律10%増という方法で目標設定を行っていた。媒体によって、情報を受け手の都に対する認知度や興味の違い、方向性は異なる。複数の媒体を使ってプロモーションを行うのは、こうした媒体ごとの特性を活かし、様々な層に対してアプローチするのに有効だからであると考えられる。このため、本来であれば、ある層へのアプローチを強化したいからこの媒体の目標は上げるというように、何らかの目的の達成のために、媒体ごとに目標値を増加させるものであり、その増加の割合には強弱があつてしかるべきである。こうした各媒体の特性を生かした施策の見直しは、事業者からの報告等を踏まえ、実態に即した形で行っているが、目標には反映されていない。プロモーション全体については、IPVを用いた複数市場における効果測定調査において、東京に関する認知や関心等、各国における効果を測定、検証しているが、個別のプロモーション施策について、各媒体によるプロモーションの現状分析を踏まえ、有効な目標を設定されたい。</p>	<p>プロモーション施策にかかる目標設定の見直しに当たり、平成30年度及び令和元年度の実績を基に分析を行った。プロモーションごとに、事業費などと成果指標である視聴者数等との関連性を把握した上で、実態に即した目標設定方法に見直しした。テレビCM、オンラインプロモーション、Tokyo Tokyo公式サイト、YouTube(PR映像)については、目標設定年度の事業費又はインプレッション数(広告の表示回数)の対前年度増加率を前年度の視聴者数実績に乘じたものを当該年度の目標視聴者数とする。なお、インプレッション数については、実態を踏まえながら、都度修正対応を行い、目標設定の精度を高めていく。</p> <p>旅行博出展については、目標設定年度の直近過去2か年度の東京ブース平均来場者数に、目標設定年度の旅行博出展回数を乗じて得たものを目標東京ブース来場者数とする。これらの目標の達成状況の進捗管理については、テレビCMと旅行博出展は年2回、ウェブサイトとYouTubeは毎月、オンラインプロモーションは都度実施する。</p>	改善済

令和元年度包括外部監査 産業労働局における中小企業対策事業及び観光産業対策事業に関する事務の執行並びに公益財団法人東京都中小企業振興公社及び地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターの経営管理について

区分	番号(頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	指図の概要	指図状況
意見	2-7(170)	外国人旅行者誘致のためのウェブサイトのについて	<p>外国人旅行者誘致のために行う事業のウェブサイトのうち、開設費用が1,000万円を超えているものについて、平成30年度の目標及び都の評価を確認した。</p> <p>その結果、「Tokyo Tokyo公式サイト」は、ユニークユーザー数を「10%」増加させるという目標値と施策の方針に乖離が生じている。</p> <p>また、「Tokyo Tokyo公式サイト」において、目標とするユニークユーザー数を達成できなかった理由として、オンライン広告でのウェブサイトへの誘引を、一部PR映像閲覧へ振り変えたことによると分析しており、必ずしもウェブサイトのユニークユーザー数が達成できなくとも、事業全体としての効果は高いと評価している。</p> <p>この評価自体は理解できるものであり、またウェブサイトも事業全体の中で有効にアイコンとキャッチフレーズの発信という目的を、今後も担うものであると考える。しかし、事業全体の方針として、ウェブサイトへの誘引を減らすことが有効であると分析するのであれば、翌年度のウェブサイトのユニークユーザー数は、現状維持程度が適切であるように考えられる。しかしながら、都の令和元年度の目標は、依然として前年度比10%増としており、方針と目標に乖離がある状態であった。</p> <p>都には、ウェブサイトを開発・運営する事業においては、事業全体の中でのウェブサイトの位置付けを踏まえ、事業の方向性に即した適切な目標を設定されたい。</p>	<p>プロモーション施策にかかる目標設定の見直しに当たり、平成30年度及び令和元年度の実績を基に分析を行った。プロモーションごとに、事業費などと成果指標である視聴者数等との関連性を把握した上で、実態に即した目標設定方法に見直しした。具体的には、目標設定年度のインプレッション数(広告の表示回数)の対前年度増加率を前年度の視聴者数実績に乘じたものを当該年度の目標視聴者数とする。なお、インプレッション数については、実態を踏まえながら、都度修正対応を行い、目標設定の精度を高めていく。</p> <p>ウェブサイトの目標の達成状況の進捗管理については、毎月実施する。</p>	改善済

令和元年度包括外部監査 産業労働局における中小企業対策事業及び観光産業対策事業に関する事務の執行並びに公益財団法人東京都中小企業振興公社及び地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターの経営管理について

区分	番号(頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	指図の概要	指図状況
意見	2-15 (196)	ユニークベニューの周知について	都内におけるユニークベニューの一層の活用推進に向け、産業労働局では、主催者側、施設側にそれぞれ助成金の交付を行っているが、申請件数が伸び悩んだ結果、その執行率は低くなっている。都のみならず日本では、まだユニークベニューの利用はあまり進んでおらず、施設側にユニークベニューとしての利用に抵抗感がある状況である。そこで、専用ウェブサイトへ掲載する施設数や実際の活用事例を増やすほか、ユニークベニューの新たな魅力を引き出すため、会議やレセプション等に際して、多様な活用方法を提案するなど、ユニークベニューとしての使用を広く周知するなどの段階を踏み、より効率的にユニークベニューの利用が促進されるよう検討された。	ユニークベニューの利用促進のため、次のような取組を行った。 ・専用ウェブサイトへ掲載する施設を増やすと同時に、360度動画の追加を実施した。また、令和4年度中に、実使用時をイメージしやすいような写真を20施設程度追加する予定である。 ・ミーティングプランナー等で構成する東京都MICE連携推進協議会ユニークベニュー部会にて、海外の取組事例や、どのような施設が選ばれやすいか等についての意見交換を実施した。 ・事業者から幅広い企画提案を募った上で、実際に施設を用いたユニークベニューショーケースイベント等の活用事例を、海外記事広告等で主催者等に情報発信を実施した。 ・ユニークベニュー施設が集まる意見交換会にて、各施設の実使用例等について紹介いただき、意見交換を実施した。 これらの取組により、都内の博物館、神社、庭園などのユニークベニューでファッションショーや企業の商品発表会、伝統文化に関するイベントが実施されるなど、様々な活用がなされた。これらうち、主催者の許可が取れた事例や企画提案で実施するショーケースイベントについては、ユニークベニュー専用ウェブサイトで、活用事例紹介として情報公開している。また、SNS等を活用し、ショーケースイベントや都内ユニークベニュー施設と実際の各施設の活用例を紹介することで、幅広く国内外へ情報発信を行っている。さらに、東京観光財団内に設置しているユニークベニューワンストップ総合支援窓口でも、主催者からの問合せに対して、過去事例を紹介しながら、提案を行っている。今後も、取組をブラッシュアップしながら、都内ユニークベニューの一層の活用を推進していく。	改善済
意見	3-9 (275)	広報情報誌、企業広告誌について	中小企業振興公社では、広報情報誌「ARGIS(アーガス)」と企業広告誌「ビジネスサポートOK!O!」を、それぞれ毎月1冊、無料発行している。中小企業振興公社登録企業のうち、自社のメールアドレスを中小企業振興公社に登録したネットワーク会員の中で、情報誌の送付を希望している企業や関係団体に配布している。なお、PDF版については、中小企業振興公社のホームページに掲載されており、誰でも閲覧可能となっている。発行部数は、顧客管理システムから、送付を希望している企業数を抽出するほか、関係団体等への配布の実績等を勘案して決定している。しかし、冊子を希望する企業に対し、今後も送付を希望するか、定期的に確認する体制はなっておらず、また、関係団体における原簿数を把握したことはないとのことである。PDF版を中小企業振興公社ホームページで公表していることから、冊子でなくとも、PDF版の閲覧で足りる企業もあると想定され、また、関係団体でどの程度閲覧されているのか確認を行っていないことから、冊子の送付又は配布の希望を把握し、利用者のニーズに対応して発行できるような体制を構築された。	公社のメールマガジンの中で、アーガスPDF版のPRを行うとともに、購読停止に関する手続についても掲載することで、利用者のニーズに対応しながら、発行部数が適切に管理される仕組みを構築している。令和3年度は、関係機関を中心に配布部数の見直しを実施し、発行部数を令和2年度の月21,000部から19,000部に約2,000部削減した。令和4年度は、ネットワーク会員約16,000社に対してアンケート調査を実施した。電子化を希望した企業は200社程度であり、依然として紙媒体へのニーズが高いことが確認できたが、調査結果を踏まえ、令和5年度は200部を目途に配布部数を削減する予定である。今後も、電子媒体の購読を促進させていくため、メールマガジンに加えてSNSで、PDF版のPRを強化していく。	改善済

令和元年度包括外部監査 産業労働局における中小企業対策事業及び観光産業対策事業に関する事務の執行並びに公益財団法人東京都中小企業振興公社及び地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターの経営管理について

区分	番号(頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	指図の概要	指図状況
意見	3-14 (300)	監事監査の実効性について	中小企業振興公社の監事の1名は、従来から、産業労働局産業企画担当部長が就任することとなっている。平成30年3月31日現在の当該監事は、同担当部長の人事異動に伴い、平成30年6月1日開催の臨時評議員会の決議に基づき、後任の担当部長が選任され、現在の監事に変更となっているが、新任監事が、同年6月4日付で、理事長あての監事監査報告書を提出している。産業労働局と中小企業振興公社との関係から、監事に産業労働局産業企画担当部長が就任する理由については理解できるが、後任の監事がその職務と責任のもとに監査報告を行うに当たり、十分な監査期間を確保できる選任時期となるよう、評議員会決議の時期に関して配慮された。	令和元年度及び令和2年度には、行政分野から選定されている監事の辞任があったが、以下のとおり交替手続を進め、いずれも辞任から2週間程度で、評議員会にて後任監事を選定した。これにより、後任監事就任から決算審査まで、約2か月の準備期間を確保した。 ○令和元年度 後任監事候補の選定(令和2年3月27日臨時理事会決議) 後任監事の選定(令和2年4月17日臨時評議員会決議) 監事監査(令和2年8月8日) ○令和2年度 後任監事候補の選定(令和3年3月30日臨時理事会決議) 後任監事の選定(令和3年4月14日臨時評議員会決議) 監事監査(令和3年6月4日) 令和3年度及び令和4年度は、人事異動による影響はなかった。監事が任期途中で交代した場合においても、監事業務の引継ぎが確実に行えるよう、監事の役割、公社の体制、監査指針、年間監査計画及び過去の開催内容などを網羅した「監事の平引き」を令和4年4月に新たに作成し、年間計画に基づく確実な監査が実施できる体制を整備した。	改善済
意見	4-4 (318)	バンコク支所の運営について	都産技研では、平成27年4月に、初の海外拠点であるバンコク支所を開設し、日系中小企業等の技術相談や技術セミナーを開催している。バンコク支所の開設に当たっては、相談件数やセミナー開催回数など、具体的な目標は、対外的には掲げておらず、内部目標として、技術相談の目標件数を、平成27年度200件、平成28年度300件、技術相談・実地技術支援の目標件数を、平成29年度以降350件としていた。技術相談・実地技術支援件数の実績は、平成28年度から平成30年度にかけて達成しており、平成29年度及び平成30年度は内部目標を下回っている状況である。また、バンコク支所においては、開設直後に、利用満足度や活用実績、支援ニーズを把握するために145社にアンケートを実施しているが、回収は26社にとどまっており、平成29年度以降は、アンケートを実施していない。今後、利用者のニーズを適切に把握するために、アンケートのWeb形式での実施や督促を行うことにより、多くの利用者からアンケートを回収できるよう工夫をされた。また、バンコク支所における利用目標を明確にし、中小企業振興公社のタイ事務所や、他の中小企業支援機関等と連携し、利用促進を図るなど、バンコク支所の運営について検討された。	1 利用者アンケートの実施 令和元年度にアンケートを再開し、在タイ日系企業83社を対象に行い、48社から回答を得た。回答には、日系企業間の交流事業への要望が多くあり、令和2年度のバンコク支所活動計画に反映させた。 令和4年度には、コロナ後の要望を収集し、今後の事業に反映させるため、運営方針を加味したセミナーや相談を選択項目に追加したアンケートを、在タイ日系企業126社を対象に実施し、45社から回答を得た。 2 目標の明確化 令和元年度のアンケート結果などを踏まえ、「令和2年度年度計画」、「令和2年度ポリシーステートメント」の目標に関する記載をより明確にした(技術相談250件など)。 令和4年度のアンケート結果は、令和3年度のポリシーステートメント(令和5年4月策定)に反映する予定である。 3 利用促進を図る活動 中小企業振興公社タイ事務所などの中小企業支援機関等との交流活動を行うほか、都内中小企業向けの情報発信や、産業界人材育成のための現地日系企業向けタイ語AI翻訳サービスオンラインセミナーの開催などにより、利用促進を図った。 4 運営についての検討 以上の取組を踏まえ、役員を含めた検討会において、今後の支所の運営については、相談・試験対応として、本部とのオンライン相談体制の構築やタイ国内試験機関との連携強化を行うこと、産業界人材育成として、AI翻訳を活用したタイ人スタッフ向けセミナーを拡大すること、といった方針を決定した。	改善済

令和元年度包括外部監査 産業労働局における中小企業対策事業及び観光産業対策事業に関する事務の執行並びに公益財団法人東京都中小企業振興公社及び地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターの経営管理について

区分	番号(頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	指図の概要	指図状況
意見	4-10(338)	固定資産の管理について	<p>都産技研では、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター固定資産管理規則に従って、固定資産の実査を年1回実施しているが、過去3年連続で、不適切事項が500件前後発見されている。中でも、登録情報と現品の所属場所・管理所属の不一致の件数が、不適切事項の割合を占めている。</p> <p>この原因は、使用責任者から資産管理者である財務会計課長への申請が漏れ、固定資産台帳上の登録情報が修正されずに発生するケースが多いことである。都産技研の特性として、研究員が使用しているスペックの高いパソコン等の固定資産は、研究の継続性等の理由により、人事異動に伴い、少額物品を含め、全て所属換申請書を提出する必要がある。この対策として、都産技研は、職員異動が多く申請漏れが発生しやすい4月には、所属換申請提出の依頼文を全所掲示版に掲載し、職員に対し、固定資産及び少額物品の所属換を申請しよう周知している。</p> <p>また、実査の結果、所在不明や、廃棄申請がないまま廃棄が行われていた固定資産も、複数確認されている。平成30年度の不備については、全て少額物品に関する不備であるが、いずれも廃棄過程で適切に処理が行われず、固定資産台帳と不一致が生じてしまったとのことである。</p> <p>固定資産管理規則上、実査の結果、固定資産管理台帳と現品の照合に差異を認めるときは、原因を調査し、対策を講じることが求められる。この点、都産技研は、規則に則り、原因調査等を行っており、規則違反とは言えないが、実査の結果、不備が多数発見されることそのものが、本来的には順守すべき固定資産管理規則や固定資産等の処分について定めた細則等の規定に反している結果と言える。</p> <p>特に、登録情報と現品の所属場所・管理所属の不一致に関し、都産技研には、引き続き個々の職員へ注意を促されたい。2年続けて、実査において同様の不備が多数発見されている現状に鑑み、より正確かつ効率的に手続を行うために、異動者の多い時期には、異動職員が使用していた固定資産の所属換の申請を部署ごと一括して行うなど、より効果的な対策を講じ、規則に則った固定資産管理を行えるよう、管理を徹底されたい。</p>	<p>令和2年度の人事異動から、固定資産の所属換申請の徹底について、使用責任者であるグループ長に文書で周知した。さらに、グループ長に対しては幹部会の中で、新任職員に対しては研修の中で、固定資産管理の重要性について周知徹底し、意識向上を図った。また、固定資産管理の重要性を職員に周知徹底するため、全職員の端末で閲覧できる掲示版に文書を掲載した。</p> <p>組織変更等により管理所属の変更が必要な場合は、引き続き、財務会計課の起案により一括変更する。なお、人事異動の対応として、所属換申請書を提出すべき受入側のグループ長に転入者チェックリストを配布し、所属換申請書とともにチェックリストを提出させ、申請漏れの防止を図った。また、個別に人事異動対象者に対し、所属換申請書の提出有無を確認している。</p> <p>以上の施策により、令和3年度末の固定資産の登録情報と現品所属の不一致はなくなった。</p>	改善済

令和元年度包括外部監査 産業労働局における中小企業対策事業及び観光産業対策事業に関する事務の執行並びに公益財団法人東京都中小企業振興公社及び地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターの経営管理について

区分	番号(頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	指図の概要	指図状況
意見	4-14(357)	建物の有効活用及び利用促進について	<p>都産技研の本部には、中小企業の交流支援の場として、東京イノベーションハブという会議室を設け、工業組合、団体、学協会、研究機関、大学と、中小企業の連携を促進するセミナーや交流会、展示会を開催し、産学公連携を推進している。東京イノベーションハブの平成30年度の利用率は24.0%と、非常に低い状況である。</p> <p>東京イノベーションハブについては、利用率を上げるために周知徹底することももちろんのこと、本来の目的以外でも使用できるようにするなど、柔軟な利用を検討されたい。また、利用者にとって、どのような条件であれば利用する意思があるか、広く意見を聴取し、有効に活用できるような検討されたい。</p> <p>また、本部及び多摩テクノプラザには、製品や技術の開発を行う企業、新規創業を目指す企業等を支援し、都内中小企業の活性化に寄与するために、24時間利用できる製品開発支援ラボを設けている。平成30年度の本部の製品開発支援ラボの入居状況を調べたところ、入居率は高いものの、平成30年7月から令和元年8月時点まで、空室となっている部屋が1室存在した。さらに、本部内には、特設、ホームページ等で周知はしていないものの、訪問者が、待ち時間などに都産技研の研究結果などを観察可能な、常設展示エリアを設けている。</p> <p>都産技研内には、中小企業の技術的な相談や実験が可能なエリア以外に、中小企業の交流支援の場や入居可能な実験・試験室、研究成果の展示室等が存在するものの、その存在が十分にPR・周知されていない可能性が見受けられることから、今後の利用促進に向けた対策を講じられたい。</p> <p>また、平成30年12月末まで、本部には食堂があったものの、平成31年1月以降は、食堂運営委員会と契約ができなかったため、やむを得ず飲食可能な休憩スペースとなっている。今後も継続して休憩スペースとして運営するか、他の用途へ転用するか、検討されたい。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 東京イノベーションハブについて 令和3年6月、コロナ禍収束後の東京イノベーションハブの在り方について、外部のコンサルタントと意見交換を行った。コンサルタントからは、①ベンチャー企業向けに製品展示のショールーム化や、②ロボットの実証試験スペースとしての利用が提案された。これらの実現に向けては支援等があり、採用に至らなかった。 製品開発支援ラボについて 入居者募集の案内は、都産技研ウェブサイトのみならず、東京都中小企業振興公社のメールニュースからも配信するなどの対応を行った。ラボの実験・試験室などの詳細な仕様を都産技研ウェブサイトで紹介し、研究施設ならではの情報を追加した。また、入居企業と都産技研との連携による成果を、「お客さまインタビュー」や都産技研広報紙などで紹介し、公開、PRしている。 常設展示エリアについて 都産技研の支援による製品化の事例などを紹介する常設展示について、令和元年11月、都産技研ウェブサイトでの周知を実施した。今後とも積極的な周知により、都産技研の利用を促進していく。 本部食堂について 令和3年度に実施した職員アンケートの結果、休憩スペースとして活用していくことに加え、更なる有効活用のため、職員のワーキングスペースとしての活用の希望が多かったため、企業の方との打ち合わせ等にも活用できるワーキングスペースを、令和4年9月に新たに設置した。 	改善済

令和2年度包括外部監査結果に基づく改善措置状況総括表

テーマ	監査対象(所管局等)	指摘等数	措置状況		
			改善済	改善中 一部改善済	未措置
住宅政策本部の事業に関する事務の執行及び東京都住宅供給公社の経営管理について	住宅政策本部	105	100	5	0

令和2年度包括外部監査 住宅政策本部の事業に関する事務の執行及び東京都住宅供給公社の経営管理について

区分	番号(頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-1 (37)	令和元年度末時点の進捗状況が未算定の政策指標について	監査時点で、令和元(2019)年度末時点の進捗状況が未算定の政策指標が複数ある。今後、東京都住宅政策審議会等の意見も踏まえ、マスタープランの見直しが行われることから、これら政策指標については、可能な限り早急に、現状の数値を算定された。	令和2年度の第4回(令和2年12月23日開催)及び第5回住宅政策審議会企画部会(令和3年2月18日開催)において、速報値を含めて政策指標の現状値を全て提示した。また、速報値については、令和3年3月24日に数値を確定させた。	改善済
意見	1-2 (37)	網羅的な政策指標の設定への努力について	マスタープランにおいては、まずは定性的目標である8つの目標に向けて各施策が展開されることになる。そして、可能な限り取組ごとに定量的目標を設定し、定量的目標を設定できないものみ、定性的な目標に向けて施策展開を図るべきである。このような考えを踏まえ、現在の政策指標のほかにも、定量的目標として政策指標が設定できないか、次期マスタープラン策定に向け、専門家である審議会委員の意見を踏まえながら、検討された。	都は、住宅政策審議会の答申を踏まえた第7次住宅マスタープランの策定に当たり、従来の政策指標のほかにも定量的目標として政策指標が設定できない幅広く検討を行い、第6次住宅マスタープランで設定した20指標を大幅に上回る34の政策指標を設定するとともに、新たに、飄揚・実況指標を36指標設定し、意識・意向指標を7指標設定した第7次住宅マスタープランの案を作成し、令和3年度の第4回住宅政策審議会企画部会(令和3年12月22日開催)及び第3回住宅政策審議会(令和4年1月12日開催)において調査審議いただいた。 その後、住宅政策審議会やパブリックコメント等の御意見を踏まえ、令和4年3月に第7次住宅マスタープランを策定した。	改善済
意見	1-3 (38)	政策指標の達成について	達成度が低い政策指標においては、政策指標と住宅政策本部が行う各事業の活動とが結び付いていないことが、その一つの要因と考えられる。もちろん、政策指標の達成のためには、住宅政策本部だけではなく、他の局等の事業の達成状況の影響もある。しかしながら、少なくとも住宅政策本部の各事業のうち政策指標に関連する施策は、政策指標の達成へとつながらなければならない。 マスタープランにおいて示している政策指標は、国の施策の寄与や市場の動向などの影響によるものもあるが、可能なものについては、政策指標(アウトカム指標)から各事業の活動指標(アウトプット指標)を定めるという考え方を踏まえて、政策指標の達成に向けた流れをより明確にされた。	都は、住宅政策審議会の答申を踏まえた第7次住宅マスタープランの策定に当たり、「2030年度に向けた施策展開(主要)」として、10の目標ごとに、主な政策指標とそれに関連する主な施策を一覧にして分かりやすく示すなど、政策指標の達成に向けた流れをより明確にした第7次住宅マスタープランの案を作成し、令和3年度の第4回住宅政策審議会企画部会(令和3年12月22日開催)及び第3回住宅政策審議会(令和4年1月12日開催)において調査審議いただいた。 その後、住宅政策審議会やパブリックコメント等の御意見を踏まえ、令和4年3月に第7次住宅マスタープランを策定した。	改善済

令和2年度包括外部監査 住宅政策本部の事業に関する事務の執行及び東京都住宅供給公社の経営管理について

区分	番号(頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-4(39)	マスタープランの各政策指標の担当部局の明確化について	<p>マスタープランの8つの目標の達成には、住宅政策本部だけではなく、他の局や区市町村との連携も必要である。しかし、東京都の住宅に関するマスタープランであり、最終的には、住宅政策本部が取りまとめる必要がある。</p> <p>マスタープランでは、施策ごとの担当部局は明確だが、政策指標の担当部局が明確になっていない。</p> <p>マスタープランの目標を達成するためにも、各目標の中の各政策指標に関連する主な施策を、可能な限り明らかにし、併せて担当部局を明確にされたい。</p>	<p>令和2年度の第1回住宅政策審議会企画部会(令和2年7月3日開催)において、第6次住宅マスタープランの8つの目標とこれらに対する施策展開、担当部局を一覧にした資料を提示するなど担当部局を明確にするよう努めた。</p> <p>その後、第7次住宅マスタープランの策定に当たり、「2030年度に向けた施策展開(主要)」として、10の目標ごとに、主な政策指標とそれに関連する主な施策を担当部局の具体的な制度等を記載しながら一覧にするなど、各政策指標に関連する主な施策と担当部局を、可能な限り明らかにした第7次住宅マスタープランの案を作成し、令和3年度の第4回住宅政策審議会企画部会(令和3年12月22日開催)及び第3回住宅政策審議会(令和4年1月12日開催)において調査審議いただいた。</p> <p>その後、住宅政策審議会やパブリックコメント等の御意見を踏まえ、令和4年3月に第7次住宅マスタープランを策定した。</p>	改善済
意見	1-5(42)	東京都住宅政策審議会における評価について	<p>現在、東京都住宅政策審議会において、諮問事項「成長と成熟が両立した未来の東京に相応しい新たな住宅政策の展開について」に関して、マスタープランの見直しに向けた住宅政策の検討課題や今後の方向性等について審議が行われている。審議においては、住宅政策の取組状況の評価の一環として、マスタープランにおける目標の達成状況の評価も検討されるものと思われる。</p> <p>現状、多くの政策指標で達成度が低いと、目標値を単に下げることではなく、住生活基本計画(全国計画)との関係や、都としてあるべき数値等との関係を踏まえ分析し、検討を行うなど、政策指標を維持して、目標値を達成するための方策についても審議が行われた。</p>	<p>令和2年度の第2回(令和2年9月11日開催)、第3回(令和2年10月28日開催)及び第4回住宅政策審議会企画部会(令和2年12月23日開催)において、第6次マスタープランの目標に対し、これまで講じてきた施策を報告し、また、第4回(令和2年12月23日開催)及び第5回住宅政策審議会企画部会(令和3年2月18日開催)において、政策指標の現状値を提示し、委員から御意見をいただいた。さらに、住生活基本計画(全国計画)の改定案を第5回住宅政策審議会企画部会に報告するなど、国の動向について報告を行った。その後も、住宅政策審議会を2回、住宅政策審議会企画部会を4回開催し、専門的な観点から精力的に御審議いただき令和3年11月26日に答申を頂いた。</p> <p>都は、この答申を踏まえた第7次住宅マスタープランの策定に当たり、子育て支援住宅認定制度に基づく認定住宅の戸数(10,000戸)という政策指標の達成に向け、子育てに配慮した住宅について、「新たな日常」など社会状況の変化を踏まえたガイドラインや認定制度の見直しを行うこととするなど、達成度が低い政策指標に対して、目標値を単に下げることではなく、目標値を達成するための方策について検討を行い、これらの方策を盛り込んだ第7次住宅マスタープランの案を作成し、令和3年度の第4回住宅政策審議会企画部会(令和3年12月22日開催)及び第3回住宅政策審議会(令和4年1月12日開催)において調査審議いただいた。</p> <p>その後、住宅政策審議会やパブリックコメント等の御意見を踏まえ、令和4年3月に第7次住宅マスタープランを策定した。</p>	改善済

令和2年度包括外部監査 住宅政策本部の事業に関する事務の執行及び東京都住宅供給公社の経営管理について

区分	番号(頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-6(42)	新型コロナウイルス感染症の影響について	<p>マスタープランは、10年間の施策の展開を示すものだが、社会経済状況の変化に的確に対応し得るように、おおむね5年ごとに見直すことになっている。</p> <p>今後の住宅政策への影響も想定される新型コロナウイルス感染症に関する事項については、当然に東京都住宅政策審議会においても検討の上、マスタープランに反映されたい。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症への対応は、住宅政策本部での検討が必要であるが、住宅企画部、都営住宅経営部がそれぞれ検討するだけでなく、本部全体においても検討されたい。</p>	<p>都は、令和2年7月30日に住宅政策審議会に対して、「現下の新型コロナウイルス感染症への対応として『新しい日常』が求められていることに加え、『ポストコロナ社会』において、都民の働き方、住宅に対する価値観等が大きく変容する可能性があり、こうした目まぐるしい社会変容等を捉え、明るい東京の未来の実現につなげていく必要がある」と諮問した。この諮問を受けて審議会では、各回で新型コロナウイルス感染症に関する意見にとどまらず、委員から関連する資料提供を頂くなど、精力的に御審議いただき、令和3年11月26日に答申を頂いた。</p> <p>この答申では「新型コロナウイルス感染症の流行は、緊急事態宣言の発出など都民の生活に大きな影響を与え、同時に、生活環境や自然の豊かさを求めて郊外の居住地を選択する動きが見られるなど、住まいの選択にも影響を与えている。経済的に困窮した都民の居住の安定を確保するための対策とともに、感染症予防に配慮した生活が実現できる住宅・住環境の整備が求められている。例えば、テレワークの導入は、人流の抑制による感染症予防効果に加え、住宅で過ごす時間が増えるなどライフワーク・バランスの向上にも寄与するものと期待されている。」との認識が示されるとともに、住宅政策の目指すべき10の目標の1つに「新たな日常に対応した住まいの実現」が掲げられ、「新たな日常に対応した住宅の普及」や「新たな日常に対応した住環境の整備」などの施策の方向性が示された。</p> <p>都は、この答申を踏まえた第7次住宅マスタープランの策定に当たり、本部全体において検討を進め、答申で示された認識や目標、施策の方向性を反映した第7次住宅マスタープランの案を作成し、令和3年度の第4回住宅政策審議会企画部会(令和3年12月22日開催)及び第3回住宅政策審議会(令和4年1月12日開催)において調査審議いただいた。</p> <p>その後、住宅政策審議会やパブリックコメント等の御意見を踏まえ、令和4年3月に第7次住宅マスタープランを策定した。</p>	改善済
意見	1-7(48)	窓口センターの適切な人員配置について	<p>今後、新型コロナウイルス感染症は、窓口センターの業務量にも影響があることが予想される。窓口センターは、住宅供給公社の「顔」ともなる部門であることから、引き続き、きめ細かな人員配置をされたい。</p>	<p>令和3年度的人员配置において、新型コロナウイルス感染症による業務への影響や業務改善の取組等の効果を踏まえ、各窓口センターの人員についてきめ細やかな人員を行った。</p>	改善済

令和2年度包括外部監査 住宅政策本部の事業に関する事務の執行及び東京都住宅供給公社の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
指摘	2-1 (55)	業務処理報告日の不整合について	平成31年度東京都マンションポータルサイト情報提供作業委託において、業務処理報告書の提出については、仕様書によると、令和2年3月31日までに、3月分の業務処理報告書と年間の業務処理報告書の二つの業務処理報告書を提出することになっている。そこで、この二つの業務処理報告書を検証したところ、報告日について不整合があった。 具体的には、3月分の業務処理報告書における報告日が令和2年3月31日となっているのに対し、年間の業務処理報告書における3月分の報告日が令和2年4月3日となっており、整合していなかった。今後は、報告日の整合性の確認を徹底されたい。	令和2年度以降、受託者が提出する複数の業務処理報告書の報告内容について、相互に矛盾がないか、チェックシートを用いて比較する手順を遵守し、報告日の整合性の確認を徹底した。また、令和3年度には、責任者を明確にするため、確認者を記載する欄を設けるなどのチェックシートの改善を行った。	改善済
指摘	2-2 (56)	教育及び研修の計画書の記載不備について	平成31年度東京都マンションポータルサイト情報提供作業委託においては、「電子情報処理委託に係る標準特記仕様書」が定められている。 電子情報処理委託に係る標準特記仕様書8（3）ケに定めのある、教育及び研修の計画書については、電子情報処理委託に係る標準特記仕様書に基づく提出書類の参考として、「雇身体制及び遵守事項の誓約について」に「従事者に対する個人情報及び機密情報の取扱に関する教育の実施計画」を記載することを例示していることから、当該記載をもって、教育及び研修の計画書の提出としている。 しかし、当該記載内容を確認したところ、教育及び研修の実施予定が記載されておらず、教育及び研修の計画と言える内容ではなかった。今後は、提出書類に記載不備がないよう、記載内容の確認を徹底されたい。	標準特記仕様書に定めのある提出書類について、令和3年度契約から、記載例や注意点を記した提出資料一覧を参考に点検を行い、記載内容の確認を徹底した。 また、提出書類に不備がないよう、受託者に対しても記入例の送付や電話による注意喚起等を行っている。	改善済

令和2年度包括外部監査 住宅政策本部の事業に関する事務の執行及び東京都住宅供給公社の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	2-1 (56)	業務従事者への遵守事項の周知の実施日について	平成31年度東京都マンションポータルサイト情報提供作業委託及び平成31年度東京都マンションポータルサイト用ホスティングサービスの提供委託の「電子情報処理委託に係る標準特記仕様書」には、業務従事者への遵守事項の周知について規定されている。 そこで、平成31年度東京都マンションポータルサイト情報提供作業委託における上記書面を検証したところ、平成31年4月1日付で「業務従事者への遵守事項の周知について」の書面が提出されており、業務従事者へ遵守事項の説明を行った日が平成31年3月13日となっていた。 また、平成31年度東京都マンションポータルサイト用ホスティングサービスの提供委託においては、業務従事者へ遵守事項の説明を行った日が平成31年3月14日となっていた。 このように、契約日（平成31年4月1日）より前に、電子情報処理委託に係る標準特記仕様書に定める事項を履行している状況となっている。つまり、当該仕様書に定める事項が、契約期間内（平成31年4月1日～令和2年3月31日）に履行されていない状況にある。 今後は、契約日前の履行については、慎重に対応されたい。	標準特記仕様書に定める事項について、契約日前に履行がなされないよう、令和3年度契約から、履行に当たっての注意点を記載した記入例を契約書類に同封して受託者に送付しているほか、受託者への連絡時にも注意喚起を行っている。また、提出資料の受領の際には、記載例や注意点を記した提出資料一覧を参考に記述内容を点検し、契約期間内の履行を確認している。	改善済

令和2年度包括外部監査 住宅政策本部の事業に関する事務の執行及び東京都住宅供給公社の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	2-2 (57)	運用試験の実施スケジュールについて	<p>平成31年度東京都マンションポータルサイト情報提供作業委託の仕様書では、テストページの運用試験について、①仕様書を運用試験開始日の1週間前までに東京都に提出すること、②報告書を運用試験後速やかに東京都に提出すること、が規定されている。</p> <p>そこで、運用試験の仕様書及び運用試験の報告書を検証したところ、次のような状況であった。</p> <p>運用試験の仕様書の提出日が平成31年3月15日、運用試験実施日が平成31年3月25日、運用試験の報告書の提出日が平成31年3月26日となっており、契約日(平成31年4月1日)より前に運用試験を行っている。運用試験は、東京都マンションポータルサイトの更新準備作業として必要なものであることは理解できるが、契約日以前の履行となっている点について、慎重に対応することが求められると考える。</p> <p>運用試験の仕様書を運用試験開始日の1週間前までに東京都に提出することとなっているため、4月の早い段階で運用試験を実施するにはスケジュールがタイトとなる。しかし、そもそも仕様書は受託者に作成させるものではなく、都が示すべきものである。したがって、運用試験の仕様書はあらかじめ契約時の仕様で示しておくことで、運用試験をスムーズに実施することにつながるものと考え、以上を踏まえ、運用試験のスケジュールについて再検討されたい。</p>	<p>マンションポータルサイトのテストページについて、令和3年度より、「都が作成した運用試験の仕様書に基づき、契約締結後速やかに運用試験を実施する」旨の規定を盛り込んだ委託契約の仕様書に変更した。また、提出物についても、運用試験実施後、速やかに提出することと明記している。</p>	改善済

令和2年度包括外部監査 住宅政策本部の事業に関する事務の執行及び東京都住宅供給公社の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	2-3 (62)	協定書の条項について	<p>マンション耐震セミナーを開催するに当たっては、「催事共催に係る協定書」を作成している。第1回マンション耐震セミナーは、特定非営利活動法人建築技術支援協会との協定書、第2回マンション耐震セミナーは、特定非営利活動法人耐震総合安全機構との協定書を作成しているが、両協定書の内容を比較したところ、以下の2点について相違が見られた。</p> <p>1点目は、前者の協定書には第8条として、協定の有効期間が明示されているが、後者の協定書には協定の有効期間に関する条項が設けられていない点である。</p> <p>2点目は、後者の協定書には第4条第2項として、事業報告書の提出について明示されているが、前者の協定書には事業報告書の提出に関する条項が設けられていない点である。</p> <p>事業報告書については、マンション耐震セミナー個別相談会実施結果の報告として、相談内容等が記載されており、今後のマンション耐震化施策・事業を検討するに当たっての有用な資料となるものである。実際には、第1回、第2回とも事業報告書は提出されており、実務上の問題は無い状況であった。しかし、今後とも着実に事業報告書を提出してもらうためには、協定書に事業報告書の提出に関する条項を設けることが望ましい。</p> <p>したがって、協定書の条項について見直しを検討されたい。</p>	<p>令和3年度以降は、コロナ禍等の影響を考慮し、マンション耐震化セミナーを開催していないが、実施する場合に備え、協定書ひな形に協定書の有効期限と事業報告書の提出に関する条項を設けた。</p>	改善済

令和2年度包括外部監査 住宅政策本部の事業に関する事務の執行及び東京都住宅供給公社の経営管理について

区分	番号(頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	2-4(64)	マンション耐震化サポーター派遣実績の向上について	<p>マンション耐震化サポーター派遣事業の派遣実績が低調である。令和元年度のマンション耐震化サポーターを派遣するマンション件数は、当初予定は350件であったが、実績は62件と当初予定の17.7%となっている。</p> <p>派遣実績が低調となる原因としては、マンション管理組合における合意形成の困難さがあると考えられる。実際、マンション管理組合に対し、ダイレクトメールの送付や架電・訪問等を試みるなどしているが、接触が困難な場合も多い状況にある。また、マンション管理組合に接触できたとしても、管理組合の体制や取組状況などから、継続してマンション耐震化サポーターを派遣することが適当でない判断される場合もある。このように、マンション管理組合の個々の事情もあり、マンション耐震化に向けた合意形成が難しいものとなっている。</p> <p>引き続き、マンション管理組合へのダイレクトメールの送付や架電・訪問等により接触を図るとともに、令和2年4月から始まった、マンションの管理組合からの管理状況に関する事項の届出、届け出た管理状況に応じた助言や専門家の派遣などの支援から成る管理状況届出制度を情報発信の機会として活用するなどして、マンション耐震化サポーターの派遣実績が向上するよう取り組まれない。</p>	<p>令和3年度に開始した、耐震診断を実施したマンションへ専門家を派遣する「耐震化推進サポート事業」において、管理状況届出制度により把握した各マンションの情報を分析し、耐震化の検討に取り組みができる管理活動が健全なマンションから、ダイレクトメールの送付や架電・訪問等により重点的に働きかけ、派遣実績の向上に向けて取り組んだ。</p> <p>管理不全の兆候があるマンションについても、管理アドバイザーの派遣等を通じて、耐震化に参考となる資料を提供する等により、耐震化に向けた機運醸成に取り組んだ。</p> <p>更なる派遣実績向上のため、改修計画案作成等の技術面に加え、多くのマンションで課題となっている資金面への支援の強化を検討している。</p>	改善中
意見	2-5(65)	マンション耐震化における区市町村との連携強化について	<p>マンション耐震化サポーター派遣事業は、過去に耐震アドバイザー派遣や耐震診断など、耐震化に取り組んだことのあるマンションを対象としていることから、マンション耐震化サポーター派遣実績を向上させるためには、区市町村との連携が重要となってくる。</p> <p>都では、マンション耐震化サポーター派遣対象マンションを選定する際に、派遣対象として適当か否か等について区市町村に照会したり、初回派遣時に区市町村の担当者へ同行依頼を行ったりするなど、区市町村との連携に努めているとのことであるが、派遣実績を向上させるため、区市町村とのより一層の連携強化について検討されたい。</p>	<p>令和3年度に開始した、耐震診断を実施したマンションへ専門家を派遣する「耐震化推進サポート事業」において、各区市町村からの情報により、耐震化を検討している管理組合を選定するよう取り組んだ。</p> <p>そのほか、令和4年度からは、区市町村の個別訪問に同行して、マンション管理組合への直接の働きかけを開始したことで、派遣実績の向上につなげることができた。</p>	改善済

令和2年度包括外部監査 住宅政策本部の事業に関する事務の執行及び東京都住宅供給公社の経営管理について

区分	番号(頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
指摘	2-3(66)	東京都都市居住再生促進事業補助金交付決定の根拠規定の誤りについて	<p>東京都都市居住再生促進事業補助金の補助金額については、東京都都市居住再生促進事業補助金交付要綱第6に規定されており、事業の施行主体（民間事業者等、区市町村、住宅供給公社）により補助率が異なる規定となっている。</p> <p>港区に交付決定を行う際の起案文書（平成31年度東京都都市居住再生促進事業補助金交付決定について）を検証したところ、その根拠規定が当該交付要綱第6第1項であるべきところ、住宅供給公社施行の場合の規定である第3項と誤って記載されていた。なお、これは起案文書内の根拠規定の記載誤りであり、適用すべき補助率については、第1項により交付決定されていた。今後は、適用すべき根拠規定に誤りのないよう留意されたい。</p>	<p>令和3年度より、起案書に要綱を添付して、「第6 費用の補助等」の該当条項に着色し、補助金の根拠規定内容について、記載事項の誤りのないよう、確認している。</p>	改善済
意見	2-6(67)	東京都都市居住再生促進事業完了実績報告書の補助金精算調査について	<p>東京都都市居住再生促進事業補助金交付実施要領第5において、補助事業が完了したときは、別記様式8により補助事業の実績を報告しなければならないと規定されている。別記様式8には、添付書類として「補助金精算調査」などを提出することとなっている。補助金精算調査には、都の補助金交付決定の内容として「補助率」を記載する欄が設けられている。</p> <p>港区への補助金額（2,600千円）と東村山市への補助金額（2,665千円）について、港区も東村山市も同じ算定過程を経て補助金額が算出されているにもかかわらず、補助金精算調査の補助率欄が港区は1/6、東村山市は1/4と異なる記載となっている。都によると、補助率欄は低い方の率を記載することとしているとのことであるが、同額の場合についての記載方法については特段定められていない。補助金額が適正に算出されていることを、補助金精算調査上でも明確にしておくため、補助金精算調査の補助率欄の記載方法について検討されたい。</p>	<p>補助金精算調査について、令和2年度末の要領改正時に、様式に注意事項等を加えた。また、記載例を示すなどして、分かりやすいよう改善を行った。引き続き、区市等から提出された補助金精算調査について、数値をチェックするなど、細心の注意を払っている。</p>	改善済

令和2年度包括外部監査 住宅政策本部の事業に関する事務の執行及び東京都住宅供給公社の経営管理について

区分	番号(頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	2-7 (70)	新規事業等の実施根拠について	<p>都は、平成27年度以降、空き家活用等の推進に係る事業を拡大してきている。</p> <p>マスタープラン等の上位計画は、空き家活用等の推進に係る事業の目標や方向性を示しているものの、最近新たに開始された令和元年度の2事業や令和2年度の4事業などについて直接想定しているわけではなく、各事業の具体的な内容や予算規模、実施年度などを説明する根拠としては不十分である。</p> <p>都は、新たな事業の開始や既存事業の拡大に際して、その必要性や実施内容、実施規模、実施時期等の妥当性について、中長期的な計画的な取組の視点から根拠を説明できるようにされた。</p>	<p>東京都住宅マスタープランをはじめとした各種の行政計画等に基づき、総合的かつ計画的に空き家施策を推進し、新たな事業や既存事業の拡大に際しては、こうした計画等により、その必要性や実施内容等の妥当性を説明できるように取り組んでいく。</p> <p>令和3年度末に策定された東京都住宅マスタープランの目標7「空き家対策の推進による地域の活性化」においては、既存事業や今後重点的に取り組むべき施策の考え方や具体的な取組等を定めた。</p> <p>東京都住宅マスタープランについては、2021年度から2030年度までの施策の展開の方向性を示すものとなっており、各年度の施策の実施時期や規模については、毎年度、社会情勢等を鑑みながら、予算の中で計画・執行していく予定である。</p>	改善中
意見	2-8 (72)	区市町村の空き家の実態を踏まえた補助制度について	<p>平成27年度から令和元年度までの5年間で、空き家活用等の推進に係る部の各種補助金の交付を全く受けていない区市町村が17あり、全区市町村の27.4%に当たる。都によると、補助金の交付を受けていない区市町村の多くは空き家対策計画を策定しておらず、その主な理由は、「庁内体制が整わない」、「空き家が顕在化していない」、「計画がなくても対応できている」などであるとのことである。</p> <p>単に区市町村の庁内体制や補助制度の理解度に関する事情であれば、各区市町村に空き家対策の必要性や補助制度の趣旨を周知することで、ある程度解消できるが、現行の補助制度自体に問題がないか確認することも重要である。</p> <p>都は改めて、全区市町村での実態調査の実施を促してその結果を精査するとともに、現行の補助制度について、各区市町村が利用する際に支障となっている点がないか確認する必要がある。その上で、必要に応じて補助制度の見直しを行い、各区市町村の多様な課題に対して、よりきめ細かく対応できる補助制度に改善された。</p>	<p>令和3年度に、実態調査を実施していない区市町村に対して個別に訪問するなど、調査の実施を強く働きかけた。</p> <p>令和3年度より、空き家活用等区市町村支援事業について、アンケート等により把握した区市町村の要望等を反映し、都の補助を併せて改修した地域活性化施設を別の用途へ転用する場合の制限期間を、補助額が150万円/戸以下の場合は10年間から6年間に緩和して、より活用しやすい制度に見直すこととし、令和3年3月の空き家対策連絡協議会で周知した。</p>	改善済

令和2年度包括外部監査 住宅政策本部の事業に関する事務の執行及び東京都住宅供給公社の経営管理について

区分	番号(頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	2-9 (76)	過年度の実績等を踏まえた予算設定について	<p>空き家利活用等区市町村支援事業では、当初予算額に対する決算額の比率が4割に届かず、毎年度1億円以上の差額が生じている状況からすると、過年度の決算額等の実績を十分に踏まえた必要最小限の当初予算額が設定されているとは言えず、また、補正予算の設定についても改善の余地がある。</p> <p>本事業開始から5年間経過して実績が積み上がっているため、その内容をより詳細に分析するとともに、区市町村の申請意向の把握の仕方を工夫することにより、従来よりも現実的な当初予算の設定は可能となるはずである。</p> <p>過年度の実績や区市町村の状況を十分に踏まえ、より適切な当初予算の設定及び予算の補正を行われた。</p>	<p>令和3年8月に、区市町村の申請の意向を調査するとともに、過年度において当初の要望額に対する実績額の比率が低い5自治体に対して個別にヒアリングを実施し、執行の確実性を見極めた上で、令和4年度当初予算額の見直しを適正に行った。</p> <p>また、令和3年度事業について、令和3年9月から令和4年1月にかけて執行見込み調査及びヒアリングを適宜実施し、進捗状況を的確に把握した。</p>	改善済
意見	2-10 (76)	相談体制整備とマッチング体制整備の区分について	<p>空き家利活用等区市町村支援事業補助金の補助対象事業の一つである空き家相談体制整備は、「専門家を活用した相談体制整備」と「空き家の利活用に向けたマッチング体制整備」の二つに区分されている。</p> <p>二つの区分の目的は異なるが、相談体制整備の利活用の相談がマッチングの話しに進展したり、マッチング体制整備のマッチングの過程で所有者や活用希望者の相談に応じるなど、実際には双方を明確に分けることが難しい場合もあると考えられる。</p> <p>令和元年度の相談体制整備やマッチング体制整備の補助金の内容を精査したところ、マッチング体制整備として補助金が交付されているが、実績報告書の記載内容だけでは相談体制整備と区別できないケース等が見られた。</p> <p>都としては、いずれのケースでも相談体制整備とマッチング体制整備の補助金が重複して交付されているわけではなく、交付要領の要件に従って区分の妥当性を確認しているとのことであるが、第三者にとって必ずしも分かりやすいとはいえず、区分の仕方によって交付可能な補助金の上限額が変わってくるため、改善の余地があると考えられる。</p> <p>都は、相談体制整備とマッチング体制整備の区分の運用について、区市町村に、より分かりやすく周知するとともに、実績報告書等の記載方法についても適宜指導を行われた。</p>	<p>補助金額算出内訳書等の様式例に、間違いやすい点等について注意書きを記載したものを作成するとともに、交付申請書、実績報告書についても具体的な記載方法を示し、区市町村に周知を図った(令和3年3月)。</p> <p>また、相談体制整備とマッチング体制整備の区分の運用について、空き家対策連絡協議会等で周知を図った(令和3年3月)。</p> <p>令和3年度に、補助金交付申請や実績報告書の審査のポイントをまとめ、令和3年度事業実績報告から活用し、申請書の記載が適切になされていない場合は正しく修正するよう確実に指導した。</p>	改善済

令和2年度包括外部監査 住宅政策本部の事業に関する事務の執行及び東京都住宅供給公社の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	2-11 (77)	企画提案型事業の補助対象等の明確化について	<p>令和元年度の企画提案型事業に対する補助金交付申請は25件、40,561千円である。その内容は各種調査委託（所有者・相続人調査、住宅診断等）、空き家利活用に関する普及・啓発（リーフレット作成、セミナー、相談会開催）、空き家等除却・改修助成、その他、空家等対策審議会や特定空家等認定協議会などであるが、空き家利活用等区市町村支援事業補助金交付要綱に規定されているような「当該区市町村がその地域の特性を踏まえ独自に企画提案して実施する事業」というよりも、各区市町村が空き家対策の一般的なメニューとして取り入れてもおかしくないものも見られる。</p> <p>また、企画提案型事業の場合、補助率は基本型事業と同じ2分の1であるが、補助金上限額は設定されていない。</p> <p>都としても、企画提案型事業のうち、他の区市町村にも普及し、各地域で広く展開されるようになった場合は、順次、基本型事業に移行することを検討しているとのことであるため、今後、速やかに、本補助金の交付実績を踏まえ、また、先駆的空き家対策東京モデル支援事業との違いについても念頭に置きつつ、現在、企画提案型事業に区分されている事業のうち、多くの区市町村の実施が見込まれる一般的な取組については、あらかじめ空き家対策のメニューとして示すとともに、それらの補助対象や補助金額の基準を明確にされたい。</p>	<p>企画提案型事業によるこれまでの交付実績を踏まえ、空き家対策として一般的な取組となっているものについては、補助対象や補助金額の基準を明確にすることとし、令和4年度予算において、補助対象事業や対象経費、交付額の限度等の基準を定め、基本型に移行する内容とし、令和4年4月に施行した。</p>	改善済

令和2年度包括外部監査 住宅政策本部の事業に関する事務の執行及び東京都住宅供給公社の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	2-12 (78)	補助金額算出内訳書の記載に関する周知と確認・指導について	<p>空き家利活用等区市町村支援事業補助金交付要綱に基づき、令和元年度に区市町村から都に提出された補助金額算出内訳書及び補助金実績算出内訳書の一部を確認したところ、例えば、補助対象事業名欄が都補助金上限額を適用する際に必要となる正確な事業名となっていない等の記載の誤りが見られた。</p> <p>これらの記載の誤りは、いずれも区市町村に交付された補助金額自体に影響するものではなかったものの、補助金額算出内訳書による計算結果はそのまま補助金額となるため、その内容によっては補助金額の誤りにつながりかねず、問題である。</p> <p>都は、より一層、区市町村に対して補助金額算出内訳書等の正しい記載方法に関して周知するとともに、提出された補助金額算出内訳書等の記載内容の確認を徹底し、不適切な記載があった場合についてはその都度指導を行われたい。</p>	<p>補助金額算出内訳書等の様式例に、間違いやすい点等について注意書きを記載したものを作成し、区市町村に、補助金額算出内訳書等の正しい記載方法に関して周知を図った（令和3年2月実施）。</p> <p>令和3年度に、補助金交付申請や実績報告書の審査のポイントをまとめ、令和3年度事業実績報告から活用し、申請書の記載が適切になされていない場合は正しく修正するよう確実に指導した。</p>	改善済
意見	2-13 (80)	実施計画変更の妥当性判断の記録について	<p>エリアリノベーション推進支援事業補助金の交付を受ける場合、まず、区市町村は実施計画書等を添えて都に申し込み、エリアリノベーション推進支援事業補助対象者選定委員会による評価を経て補助対象者として選定される必要がある、その上で補助金の交付申請を行うことになる。</p> <p>令和元年度の補助対象者選定時の実施計画書と交付申請時の事業計画書の内容を比較検討したところ、補助対象期間は当初の11月から3月までの5か月間から、2月から3月までの2か月間に大幅に短縮されるとともに、内容の変更も行われている。それに伴い、交付申請（予定）額は4,020千円から3,705千円となっている。</p> <p>都によると、交付申請の遅れは事務手続上の理由によるものであるが、また、実施計画の変更も一般的にあり得るとのことであるが、都の補助金の交付決定に際しては、実施計画の変更に関する記録は見られなかった。</p> <p>都は交付決定を行う場合、選定委員会による審議と評価を踏まえ、改めて補助対象者選定の妥当性や事業の有効性を明確にするため、実施計画の主な変更点を確認し、その妥当性判断の結果及び判断理由などについて記録されたい。</p>	<p>補助金の交付申請等に係る審査項目を一覧にしたチェックリストを作成し、審査を行う際に、当該チェックリストを活用して、選定時の実施計画からの主な変更点等について、その妥当性を判断するとともに、妥当性の判断結果及び判断理由等について、起案文書に記録することとした。引き続き、適宜チェックリストを見直し、適切な審査を実施していく。</p>	改善済

令和2年度包括外部監査 住宅政策本部の事業に関する事務の執行及び東京都住宅供給公社の経営管理について

区分	番号(頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	2-14(82)	持続的な空き家の利活用等の仕組みづくりについて	令和元年度のエリアリノベーション推進支援事業の補助対象者の事業では、3年間で2千万円弱の補助金交付申請が予定されているが、例えば、情報発信拠点の賃借料に対する補助が今後2年間継続するとすれば、それだけで補助金全体の4分の1程度を占めることになり、ソフト面の仕組みづくりに利用できる補助金は限られてくる。エリアリノベーションというまちづくりやまちの再生の観点からの取組は、住環境の整備やコミュニティの再生、商店街の活性化、観光資源の掘り起こしなど、幅広い分野と多くの関係者に係る様々な課題や解決手法を取り上げることが可能であり、ともすれば焦点が絞り切らずに拡散するリスクを有している。既定された補助期間と補助金額の中で、より効果的に持続可能な仕組みづくりを行うには、各事業のゴールを明確にし、それに向けて取組の重点化を図ることが不可欠であり、都は、適宜、区市町村及びまちづくりプロデューサーの取組の状況を確認し、必要に応じて指導を行っていくなどの対応により、仕組みづくりを推進されたい。	エリアリノベーション推進支援事業実施計画書(事業概要)に「補助期間における事業の目標」を記載する欄を追加し、事業ごとに事業の目標を明確にした(令和3年4月)。また、令和3年10月には、「エリアリノベーション推進支援事業」事業報告会を開催し、令和元年度及び令和2年度に採択した自治体及びまちづくりプロデューサーから事業の進捗等について報告を行ってもらい、選定委員の意見も聴きながら、事業の目標の達成に向けた指導等を行った。令和3年度に採択した自治体については、令和4年11月に同様の取組を行った。さらに、事業年度の中間報告(状況報告書)により、事業目標の達成・進行状況を確認し、事業の目標の達成に向けた指導等を行った(令和3年11月、令和4年12月)。	改善済

令和2年度包括外部監査 住宅政策本部の事業に関する事務の執行及び東京都住宅供給公社の経営管理について

区分	番号(頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	2-15(84)	補助対象者の選定に係る記録について	東京都空き家利活用等普及啓発・相談事業の募集要項や選定基準の適用に際し、都としての一定の判断がなされている部分についての記録が十分ではないケースが見られた。一点目は応募資格の一つとして「不動産業、宅地建物取引業、建物等管理業、信託業等」を行う民間事業者等であることとされているが、令和元年度の補助対象者の1名は不動産業、宅地建物取引業、建物等管理業、信託業を行っていない。都としては、当該補助対象者が応募資格の「不動産業、宅地建物取引業、建物等管理業、信託業等」の「等」に含まれるとしているが、あらかじめ定められた解釈ではなく、補助対象者選定時の判断であり、その判断理由に関する記録は残されていない。二点目は補助対象者の選定過程についてである。令和元年度には10事業者の応募に対して、まず、書類の評価が行われた結果、9事業者がプレゼンテーションの評価に進み、最終的に5事業者が選定されている。応募者が8を超える場合は8~10名程度を合議により選定するとされているだけであり、1名を外す直接の根拠となっていない。合議により9名とすることはあり得るが、その記録は残されていない。募集要項や選定基準に明記されていない部分に関して行った都の重要な判断について、その理由や根拠に関する記録が残されていないと、補助対象者選定の透明性や公平性の面から問題となりがねない。都は、補助対象者選定に係る重要な判断について適切に記録を残されたい。	補助事業者の審査・選定を適正に行うため、審査項目を一覧にしたチェックリストを活用している。また、募集要項や選定基準に明記されていない部分に関しては、起案文書に判断の根拠に関する記録を残している。	改善済